

平成30年度版

(平成29年度実績)

すぎなみの国保



平成30年11月

杉並区保健福祉部国保年金課

目 次

1. 国保のあゆみ	1
2. 事務機構	
(1) 事務分掌	25
(2) 係別職員数の状況	27
3. 運営協議会	
(1) 運営協議会	28
(2) 開催状況	28
(3) 委員名簿	29
4. 被保険者	
(1) 被保険者加入状況	30
(2) 年度平均被保険者数	31
(3) 年齢階層別被保険者	32
(4) 年齢階層別人口分布図	33
(5) 資格取得状況	34
(6) 資格喪失状況	34
(7) 外国人国民健康保険加入状況	35
(8) 高齢受給者証	36
5. 保険給付	
(1) 療養給付費	37
(2) 療養費	39
(3) 移送費	40
(4) 高額療養費	41
(5) 高額介護合算療養費	43
(6) 出産育児一時金	44
(7) 葬祭費	44
(8) 結核・精神医療給付金	45
(9) 不当利得収納状況	46
(10) 損害賠償請求返還状況	46
(11) 一部負担金減免処理状況	47
(12) 東日本大震災被災者の一部負担金等免除及び概算請求等処理状況	47
(13) 保険給付の適正化	48
6. 高額療養費資金及び出産費資金貸付制度	
(1) 高額療養費資金貸付	50
(2) 出産費資金貸付	50
(3) 基金	50

7. 保険料	
(1) 保険料率等年度別の推移	5 1
(2) 保険料収納状況	5 2
(3) 保険料収納率の推移	5 3
(4) 均等割、所得割、限度額世帯の世帯割合と保険料負担割合（当初賦課）	5 4
(5) 保険料（現年分）負担額状況	5 5
(6) 保険料（均等割額）減額賦課状況	5 5
(7) 保険料一般減免状況	5 5
8. 国保財政	
(1) 平成29年度決算収支状況	5 6
(2) 国保財政状況	5 8
(3) 1世帯当り費目別状況	5 9
(4) 被保険者1人当り費目別状況	6 0
9. 保健事業	
(1) 特定健康診査・特定保健指導	6 2
(2) 特定健康診査受診勧奨、特定保健指導利用勧奨	6 2
(3) 糖尿病医療機関受診勧奨	6 2
(4) 糖尿病腎症等重症化予防プログラム事業	6 3
(5) 生活習慣病早期介入事業	6 3
(6) 生活習慣病予防イベント	6 3
(7) 夏季保養施設	6 4
(8) 医療費通知	6 6
10. 趣旨普及	
(1) 国保だより	6 7
(2) パンフレット	6 7
(3) ポスター	6 7
(4) 事業概要（すぎなみの国保）	6 7
11. 国保年金課業務の外部委託の概要	6 8

*参考資料 平成29年度事業年報

1. 国保のあゆみ

年 月	主 な 事 項
昭和33. 12	新国民健康保険法（以下「法」という）制定（34.1.1 施行）
34. 10	特別区国民健康保険事業調整条例制定（10.23 施行）
11	杉並区国民健康保険条例（以下「条例」という）制定（12.1 施行） 杉並区国民健康保険運営協議会規則制定（11.26 施行）
12	特別区一斉に国民健康保険事業開始 保険給付率、世帯主7割、世帯員5割 助産費1,500円、葬祭費2,500円、保険料均等割額600円 保険料所得割額前年度区民税額100分の95、保険料限度額50,000円 被保険者証交付 本区発足時世帯35,048世帯、被保険者99,441人
35. 2	杉並区国民健康保険条例施行規則制定（2.1 施行）
10	都民皆保険達成
36. 4	国民皆保険達成
7	医療費改定（12.5%引き上げ）
12	医療費緊急是正（2.3%引き上げ）
37. 3	法の一部改正（4.1 施行） 療養給付費に対する国の負担割合を100分の20から100分の25に引き上げ
11	条例の一部改正（12.1 施行） 助産費1,500円を2,000円に改定
38. 3	条例の一部改正（4.1 施行） （1）結核予防法第34、35条及び精神衛生法第29条適用医療の10割給付 （2）保険料均等割額を38年度に限り600円から500円に引き下げ
10	条例の一部改正（10.1 施行） （1）準世帯主の7割給付 （2）老人ホーム収容者の国保適用除外 （3）督促手数料撤廃

38. 12	<p>条例の一部改正 (12.26 施行)</p> <p>低所得者に対する保険料減額対象世帯及び減額賦課に関する規定の設定 (38 年度分保険料から適用)</p>
39. 3	<p>条例の一部改正 (4.1 施行)</p> <p>助産費 2,000 円を 3,000 円に、葬祭費 2,500 円を 3,000 円にそれぞれ改正</p>
12	<p>条例の一部改正 (40.1.1 施行)</p> <p>家族の給付率を 5 割から 7 割に引き上げ</p>
40. 1	<p>医療費緊急是正 (9.5%引き上げ)</p>
3	<p>条例の一部改正 (3.31 施行)</p> <p>(1) 低所得被保険者に対する保険料軽減額の引き上げ</p> <p>(2) 延滞金の金額及び規定の改正</p> <p>(40 年度分保険料から適用)</p>
10	<p>条例の一部改正 (10.1 施行)</p> <p>低所得被保険者に対する保険料減額措置対象世帯の範囲拡大</p> <p>(40 年度分保険料から適用)</p> <p>薬価基準 10.2%引き下げ</p>
41. 3	<p>条例の一部改正 (4.1 施行)</p> <p>保険料所得割額の賦課対象を区民税額から住民税額 (特別区民税 + 都民税) に変更</p>
6	<p>法の一部改正 (6.6 施行)</p> <p>療養給付費に対する国の負担割合を 100 分の 25 から 100 分の 40 に引き上げ</p>
7	<p>条例の一部改正 (10.1 施行)</p> <p>保険料所得割料率の 100 分の 95 を 100 分の 112 に改定</p>
42. 1	<p>法施行規則の一部改正 (4.1 施行)</p> <p>日本に永住を許可された大韓民国国民並びに外国人世帯に属する日本人について国保適用</p>
3	<p>条例の一部改正 (4.1 施行)</p> <p>地方税法の改正に伴い保険料所得割額の算定にあたり退職所得にかかる住民税額の除外</p>

<p>42. 10</p> <p>12</p>	<p>条例の一部改正（10.5 施行）</p> <p>（1） 保険料軽減対象世帯の範囲拡大</p> <p>（2） 軽減対象世帯の所得計算から退職所得を除外</p> <p>（3） 延滞金に関する規定の整備 （42 年度分保険料から適用）</p> <p>医療費改定（医科 7.68%、歯科 12.65%引き上げ）</p>
<p>43. 3</p> <p>6</p>	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>育児手当金の新設、支給額 2,000 円</p> <p>条例の一部改正（6.21 施行）</p> <p>（1） 保険料軽減対象世帯の範囲拡大</p> <p>（2） 地方税法の改正に伴い保険料の延滞金に関する規定の一部改正 （43 年度分保険料から適用）</p>
<p>44. 1</p> <p>6</p> <p>12</p>	<p>薬価基準 5.6%引き下げ</p> <p>条例の一部改正</p> <p>（1） 精神衛生法第 32 条適用医療を 10 割給付（8.1 施行）</p> <p>（2） 助産費 3,000 円を 10,000 円に改定（9.1 施行）</p> <p>都の老人医療費無料化実施（70 歳以上）</p>
<p>45. 2</p> <p>3</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p>	<p>医療費改定（医科 8.77%、歯科 9.73%引き上げ）</p> <p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>葬祭費 3,000 円を 5,000 円に改定</p> <p>条例の一部改正（6.22 施行）</p> <p>（1） 保険料所得割額の算定について用語の明確化</p> <p>（2） 延滞金の計算を日歩から年利建てとする （45 年度分保険料から適用）</p> <p>医療費改定（医科 0.97%引き上げ）</p> <p>薬価基準 3.0%引き下げ</p>

47.	2	医療費改定（医科 13.7%、歯科 13.7%、調剤 6.54%引き上げ） 薬価基準 3.9%引き下げ
	12	条例の一部改正（48.1.1 施行） 外国人登録されている外国人に国保適用
48.	1	国の老人医療費無料化実施（70 歳以上）
	7	都の老人医療費無料化支給年齢引き下げ実施（65 歳以上）
	11	条例の一部改正（12.26 施行） 高額療養費支給制度の新設（12 月診療分から適用）
49.	2	医療費改定（医療 19.0%、歯科 19.9%、調剤 8.5%引き上げ） 薬価基準 3.4%引き下げ
	3	条例の一部改正（4.1 施行） （1） 助産費 10,000 円を 20,000 円に改定 （2） 葬祭費 5,000 円を 10,000 円に改定
	6	条例の一部改正（10.1 施行） （1） 保険料限度額 50,000 円を 80,000 円に改定 （2） 保険料（所得割）特別減免制度の実施
	10	医療費改定（医科 16.0%、歯科 16.2%、調剤 6.6%引き上げ）
50.	1	薬価基準 1.55%引き下げ
	10	高額療養費法定給付化（10.1 施行）一部負担金 30,000 円
51.	3	条例の一部改正（4.1 施行） （1） 保険料均等割額 600 円を 2,400 円に改定 （2） 保険料限度額 80,000 円を 120,000 円に改定 （3） 条例減額の額の改定 （4） 助産費 20,000 円を 40,000 円に改定
	4	保険料訪問徴収制度を廃止し自主納付制度に一本化 医療費改定（医科 9.0%引き上げ）

51.	7	条例の一部改正（7.1 施行） 保険料（均等割）条例減額該当者に対する減額賦課の規定の新設（51 年度分保険料から適用）
	8	高額療養費自己負担限度額 30,000 円を 39,000 円に改定 医療費改定（歯科 9.6%、調剤 4.9%引き上げ）
52.	4	高額療養費資金貸付制度発足
53.	2	医療費改定（医科 9.3%、歯科 12.5%、調剤 1.6%引き上げ） 薬価基準 5.8%引き下げ
	3	条例の一部改正（4.1 施行） （1） 保険料均等割額 2,400 円を 4,800 円に改定 （2） 保険料限度額 120,000 円を 170,000 円に改定 （3） 条例減額の額を改定 （4） 助産費 40,000 円を 60,000 円に改定 （5） 葬祭費 10,000 円を 20,000 円に改定
54.	3	条例の一部改正（4.1 施行） 助産費重複支給の制限規定の新設（10.1 から適用）
	11	条例の一部改正（55.4.1 施行） （1） 保険料均等割額 4,800 円を 6,000 円に改定 （2） 保険料所得割料率 100 分の 112 を 100 分の 122 に改定 （3） 保険料限度額 170,000 円を 220,000 円に改定 （4） 条例減額の額を改定 （5） 助産費 60,000 円を 80,000 円に改定 （6） 葬祭費 20,000 円を 30,000 円に改定
55.	4	特別区の保険料賦課方式を所得対応から医療費対応へ
	11	条例の一部改正（56.4.1 施行） （1） 保険料均等割額 6,000 円を 8,400 円に改定 （2） 保険料所得割料率 100 分の 122 を 100 分の 118 に改定 （3） 保険料限度額 220,000 円を 240,000 円に改定 （4） 条例減額の額の改定（56 年度分保険料から適用）

<p>56. 6</p> <p>1 1</p>	<p>条例の一部改正（6.22 施行） 条例減額の額の改定（56 年度分保険料から適用） 医療費改定（医科 8.4%、歯科 5.9%、調剤 3.8%引き上げ） 薬価基準 18.6%引き下げ</p> <p>条例の一部改正（57.4.1 施行） （1） 保険料賦課基準を前年度住民税額から当該年度住民税額に変更 （2） 保険料均等割額 8,400 円を 9,000 円に改定 （3） 保険料所得割料率 100 分の 118 を 100 分の 107 に改定 （4） 保険料限度額 240,000 円を 260,000 円に改定 （5） 条例減額の額の改定 （6） 助産費 80,000 円を 100,000 円に改定 （7） 特別減免制度の廃止</p>
<p>57. 3</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p>	<p>医療費通知実施（56.12 月診療分）</p> <p>条例の一部改正（7.1 施行） 条例限度基準額の改定（57 年度分保険料から適用）</p> <p>老人保健法成立（58.2.1 施行）</p> <p>高額療養費自己負担限度額 39,000 円を 51,000 円に改定、暫定措置として 57 年 12 月診療分まで 45,000 円、住民税非課税世帯及び老人被保険者については 39,000 円措置</p>
<p>58. 1</p> <p>6</p> <p>1 2</p>	<p>薬価基準 4.9%引き下げ</p> <p>条例の一部改正（6.22 施行） （1） 条例減額基準額の改定（58 年度分保険料から適用） （2） 過料の額の改定（10.1 から適当）</p> <p>条例の一部改正（59.4.1 施行） （1） 保険料限度額 260,000 円を 280,000 円に改定 （2） 保険料限度額規定の整備</p>

59.	3	医療費改定（医科 3.0%、歯科 1.1%、調剤 1.0%引き上げ） 薬価基準 16.6%引き下げ
	6	条例の一部改正（6.29 施行） （1） 条例減額基準額の改定（59 年度分保険料から適用） （2） 助産費支給対象外者に対する用語の整備
	9	条例の一部改正（10.1 施行） 退職者医療制度実施に伴い一部負担金割合等の規定の整備
	10	高額療養費自己負担限度額に世帯合算負担軽減、支給対象 4 回目以降負担額軽減、長期特定疾病負担額軽減の特例をいれる
	12	条例の一部改正（60.4.1 施行） （1） 保険料限度額 280,000 円を 310,000 円に改定 （2） 被用者保険との保険料二重賦課規定の整備
60.	3	医療費改定（医科 3.5%、歯科 2.5%、調剤 0.2%引き上げ） 薬価基準 6.0%引き下げ
61.	3	条例の一部改正（4.1 施行） （1） 国民健康保険運営協議会に被用者保険等保険者を代表する委員を加える （2） 保険料均等割額 9,000 円を 12,000 円に改定 （3） 保険料限度額 310,000 円を 350,000 円に改定 （4） 助産費 100,000 円を 130,000 円に改定 （5） 葬祭費 30,000 円を 50,000 円に改定 （6） 退職者医療制度実施に伴い保険料賦課に係る規定の整備 医療費改定（医療 2.5%、歯科 1.5%、調剤 0.3%引き上げ） 薬価基準 5.1%引き下げ
	5	高額療養費自己負担限度額 51,000 円を 54,000 円に改定
	6	条例の一部改正（7.2 施行） 条例減額基準額の改定（61 年度分保険料から適用）
	12	法の一部改正（62.1.1 施行） 保険料滞納者に対する措置を規定

62.	3	<p>条例の一部改正</p> <p>(1) 過料に係る規定の整備 (3.18 施行)</p> <p>(2) 保険料限度額 350,000 円を 370,000 円に改定 (4.1 施行)</p>
63.	3	<p>保険料限度額 370,000 円を 390,000 円に改定 (4.1 施行)</p>
	4	<p>医療費改定 (医科 3.8%、調剤 1.7%引き上げ)</p> <p>薬価基準 10.2%引き下げ</p> <p>法の一部改正</p> <p>保険基盤安定制度の創設</p>
職元.	3	<p>条例の一部改正 (4.1 施行)</p> <p>(1) 保険料均等割額 12,000 円を 14,400 円に改定</p> <p>(2) 保険料限度額 390,000 円を 400,000 円に改定</p> <p>(3) 地方税法改正に伴い保険料減額賦課に係る規定の整備</p>
	6	<p>高額療養費自己負担額 54,000 円 (非課税世帯 30,000 円) を 57,000 円 (31,800 円) に、 多数該当 30,000 円 (21,000 円) を 33,000 円 (22,200 円) に改定 (7.1 施行)</p>
2.	3	<p>条例の一部改正 (4.1 施行)</p> <p>保険料限度額 400,000 円を 420,000 円に改定</p>
	4	<p>医療費改定 (医科 4.0%、歯科 1.4%、調剤 1.9%引き上げ)</p> <p>薬価基準 9.2%引き下げ</p>
	6	<p>法の一部改正</p> <p>保険基盤安定制度の恒久化</p>
3.	4	<p>高額療養費自己負担額 57,000 円 (非課税世帯 31,800 円) を 60,000 円 (33,600 円) に、 多数該当 33,000 円 (22,200 円) を 34,800 円 (23,400 円) に改定 (5.1 施行)</p>
4.	3	<p>条例の一部改正 (4.1 施行)</p> <p>(1) 保険料均等割額 14,400 円を 16,800 円に改定</p> <p>(2) 保険料限度額 420,000 円を 440,000 円に改定</p> <p>(3) 助産費 130,000 円を 240,000 円に改定</p>
5.	3	<p>条例の一部改正 (4.1 施行)</p> <p>保険料限度額 440,000 円を 460,000 円に改定</p>

5.	4	高額療養費自己負担額 60,000 円（非課税世帯 33,600 円）を 63,000 円（35,400 円）に、多数該当 34,800 円（23,400 円）を 37,200 円（24,600 円）に改定（5.1 施行）
6.	3	条例の一部改正（4.1 施行） 保険料限度額 460,000 円を 500,000 円に改定
	4	医療費改定（医科 5.2%、歯科 2.3%、調剤 2.1%引き上げ） 薬価基準 6.6%引き下げ
	6	条例の一部改正（7.1 施行） （1） 保険料均等割額 16,800 円を 15,900 円に読み替えて適用 （2） 保険料所得割料率 100 分の 107 を 100 分の 133.7 に読み替えて適用 ※ 平成 6 年度分に限る
	9	条例の一部改正（10.1 施行） （1） 入院時食事療養費の新設（標準負担額・一般 1 日 600 円、減額措置該当者 90 日までの入院 1 日 450 円、90 日をこえる入院 1 日 300 円） （2） 訪問看護療養費の新設 （3） 付添看護等に係る給付の改善 （4） 出産育児一時金の新設 助産費（240,000 円）及び育児手当金（2,000 円）を統合して出産育児一時金（300,000 円）とする （5） 用語の改正 療養取得機関を保険医療機関にする等用語の改正を行う
7.	3	法の一部改正 保険基盤安定制度の特別継続、精神・結核に係る住所地主義の特例創設 条例の一部改正（4.1 施行） 保険料所得割料率を 100 分の 119 に改定
	9	条例の一部改正（10.2 施行） （1） 結核予防法・精神保健法適用被保険者について、一部負担金の支払を要しない旨の規定削除（7.7.1 からの適用） （2） 結核・精神医療給付金の新設（7.7.1 から適用） （3） 地方税法改正に伴う保険料減額賦課に係る規定の整備

<p>8. 3</p> <p>4</p> <p>6</p> <p>10</p>	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>（1） 保険料限度額 500,000 円を 520,000 円に改定</p> <p>（2） 保険料所得割料率 100 分の 119 を 100 分の 155 に改定</p> <p>（3） 保険料均等割額 16,800 円を 19,500 円に改定</p> <p>医療費改定（医科 3.6%、歯科 2.2%、調剤 1.3%引き上げ） 薬価基準 6.8%引き下げ</p> <p>高額療養費自己負担限度額 63,000 円を 63,600 円に改定（非課税世帯 35,400 円変わらず）</p> <p>入院時食事療養費の標準負担額の改定（一般 1 日 760 円、減額措置該当者 90 日までの入院 1 日 650 円、90 日をこえる入院 1 日 500 円）</p>
<p>9. 3</p> <p>4</p> <p>6</p>	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>（1） 葬祭費 50,000 円を 70,000 円に改定（9 年度分については 60,000 円）</p> <p>（2） 保険料所得割料率 100 分の 155 を 100 分の 162 に改定</p> <p>（3） 保険料均等割額 19,500 円を 22,500 円に改定</p> <p>医療費改定（医科 1.31%、歯科 0.75%、調剤 1.15%引き上げ） 薬価基準 4.4%引き下げ</p> <p>法の一部改正（9.1 施行） 外来薬剤（6 歳未満の者は免除）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内服薬投薬ごとに 1 日分につき 1 種類 0 円、2～3 種類 30 円、4～5 種類 60 円、6 種類以上 100 円 ・ 外用薬投薬ごとに 1 種類 50 円、2 種類 100 円、3 種類以上 150 円 ・ 頓服薬投薬ごとに 1 種類につき 10 円
<p>10. 3</p> <p>4</p>	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>（1） 出産育児一時金 300,000 円を 350,000 円に改定</p> <p>（2） 保険料限度額 520,000 円を 530,000 円に改定</p> <p>（3） 保険料所得割料率 100 分の 162 を 100 分の 187 に改定</p> <p>（4） 保険料均等割額 22,500 円を 26,100 円に改定</p> <p>医療費改正（医科 1.5%、歯科 1.5%、調剤 0.7%引き上げ） 薬価基準 9.7%引き下げ</p>

11.	3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>（1） 保険料所得割料率 100 分の 162 を 100 分の 187 に改定（本則）</p> <p>（2） 国民健康保険法施行令改正に伴う保険料減額に係る規定の削除</p>
12.	3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>（1） 保険料の賦課額の改定</p> <p>（2） 保険料の改定</p> <p>医療分 所得割料率 100 分の 187 を 100 分の 194 に改定</p> <p>介護分 所得割料率 100 分の 14 を新設 均等割額 7,200 円を新設 限度額 70,000 円を新設</p> <p>（3） 基礎賦課総額の新設</p> <p>介護納付金賦課総額の新設</p>
	4	<p>医療費改正（医科 2.0%、歯科 2.0%、調剤 0.8%引き上げ）</p> <p>薬価基準 7.0%引き下げ</p>
13.	1	<p>法の一部改正（1.1 施行）</p> <p>（1） 高額療養費の自己負担限度額 1 ヶ月 63,600 円を次のとおり改定</p> <p>一般世帯 $63,600 \text{ 円} + (\text{医療費} - 318,000 \text{ 円}) \times 0.01$</p> <p>上位所得者 $121,800 \text{ 円} + (\text{医療費} - 609,000 \text{ 円}) \times 0.01$</p> <p>特別区民税非課税世帯 35,400 円のまま据え置き</p> <p>（2） 入院時の食事負担一日 760 円を一日 780 円に改定</p> <p>（3） 海外療養費の新設</p> <p>（4） 住所地特例の拡大 長期入院した場合も住所地特例とする</p>
	3	<p>条例の一部改正（13.4.1 施行）</p> <p>（1） 運営協議会の会議の公開を規定</p> <p>（2） 保険料の改定</p> <p>医療分 均等割額 26,100 円を 27,300 円に改定</p> <p>介護分 所得割料率 100 分の 14 を 100 分の 19 に改定 均等割額 7,200 円を 8,100 円に改定</p> <p>（3） 医療分保険料の賦課割合 67 : 33 を 66 : 34 に改定</p> <p>国民健康保険出産費資金貸付基金条例の制定（13.3.15 施行）</p>
14.	3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>保険料の改定</p> <p>医療分 保険料賦課総額の賦課割合 66 : 34 を 64 : 36 に改定</p> <p>介護分 均等割額 8,100 円を 7,800 円に改定</p>

<p>14. 4</p> <p>10</p>	<p>医療費改定 医科 1.3%、歯科 1.3%、調剤 1.3%引き下げ (4.1 改定) 薬価基準 1.4%引き下げ (4.1 改定)</p> <p>法の一部改正 (10.1 施行)</p> <p>1 一部負担金の割合の変更 3歳未満の乳幼児の一部負担金の割合を3割から2割に引き下げ 老人保健制度の対象年齢が75歳に引き上げられることに伴い、70歳以上の被保険者の一部負担金の割合は、所得に応じて1割又は2割の負担に改正</p> <p>2 高額療養費の自己負担限度額を変更</p> <p>70歳未満</p> <table border="0"> <tr> <td>一般世帯</td> <td>72,300円 + (医療費 - 361,500円) × 0.01</td> </tr> <tr> <td>上位所得者</td> <td>139,800円 + (医療費 - 699,000円) × 0.01</td> </tr> </table> <p>70歳以上</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>外来 (個人ごと)</td> <td>外来・入院 (世帯単位)</td> </tr> <tr> <td>一定以上所得者</td> <td>40,200円</td> <td>70歳未満一般と同じ</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>12,000円</td> <td>40,200円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅱ</td> <td>8,000円</td> <td>24,600円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅰ</td> <td>8,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> </table> <p>3 退職被保険者等に係る老人医療拠出金は、退職者医療制度で2分の1から全額負担に改正</p>	一般世帯	72,300円 + (医療費 - 361,500円) × 0.01	上位所得者	139,800円 + (医療費 - 699,000円) × 0.01		外来 (個人ごと)	外来・入院 (世帯単位)	一定以上所得者	40,200円	70歳未満一般と同じ	一般	12,000円	40,200円	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円
一般世帯	72,300円 + (医療費 - 361,500円) × 0.01																			
上位所得者	139,800円 + (医療費 - 699,000円) × 0.01																			
	外来 (個人ごと)	外来・入院 (世帯単位)																		
一定以上所得者	40,200円	70歳未満一般と同じ																		
一般	12,000円	40,200円																		
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円																		
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円																		
<p>15. 3</p> <p>4</p>	<p>条例の一部改正 (4.1 施行)</p> <p>1 賦課方式の変更 年2回4月、7月に算出していた方法から、6月に当該年度住民税による年1回の算出、賦課方式に変更。</p> <p>2 保険料の改定</p> <table border="0"> <tr> <td>医療分 所得割料率</td> <td>100分の194を100分の204に改定</td> </tr> <tr> <td>均等割額</td> <td>27,300円を29,400円に改定</td> </tr> <tr> <td>介護分 所得割料率</td> <td>100分19を100分の23に改定</td> </tr> <tr> <td>均等割額</td> <td>7,800円を9,000円に改定</td> </tr> </table> <p>法施行規則の一部改正 被保険者証を一人1枚のカード様式に変更 (4.1の更新時より)</p> <p>法の一部改正 (4.1 施行)</p> <p>1 退職被保険者等の一部負担割合の変更</p> <table border="0"> <tr> <td>退職被保険者本人</td> <td>外来 2割</td> <td>入院 2割</td> <td rowspan="2">} を全て3割に引き上げ</td> </tr> <tr> <td>退職被保険者の被扶養者</td> <td>外来 3割</td> <td>入院 2割</td> </tr> </table>	医療分 所得割料率	100分の194を100分の204に改定	均等割額	27,300円を29,400円に改定	介護分 所得割料率	100分19を100分の23に改定	均等割額	7,800円を9,000円に改定	退職被保険者本人	外来 2割	入院 2割	} を全て3割に引き上げ	退職被保険者の被扶養者	外来 3割	入院 2割				
医療分 所得割料率	100分の194を100分の204に改定																			
均等割額	27,300円を29,400円に改定																			
介護分 所得割料率	100分19を100分の23に改定																			
均等割額	7,800円を9,000円に改定																			
退職被保険者本人	外来 2割	入院 2割	} を全て3割に引き上げ																	
退職被保険者の被扶養者	外来 3割	入院 2割																		

	<p>2 高額療養費の自己負担限度額を変更</p> <p>70歳未満</p> <p>一般世帯 72,300円 + (医療費 - 241,000円) × 0.01</p> <p>上位所得者 139,800円 + (医療費 - 466,000円) × 0.01</p> <p>3 保険料徴収事務を私人(コンビニエンスストア等)に委託できるように改正</p>
15. 6	<p>全国で初めてコンビニエンスストアでの国民健康保険料の納付を開始</p>
16. 3	<p>条例の一部改正(4.1施行)</p> <p>保険料の改定</p> <p>医療分 所得割料率 100分の204を100分の208に改定</p> <p>均等割額 29,400円を30,200円に改定</p> <p>介護分 所得割料率 100分の23から100分の25に改定</p> <p>均等割額 9,000円から10,800円に改定</p>
	<p>4 医療費改定 薬価基準 1.0%引き下げ(4.1改定)</p>
17. 3	<p>条例の一部改正(4.1施行)</p> <p>保険料の改定</p> <p>医療分 均等割額 30,200円を32,100円に改定</p> <p>介護分 所得割料率 100分の25から100分の32に改定</p> <p>均等割額 10,800円から12,000円に改定</p>
	<p>4 法の一部改正(4.1施行)</p> <p>市区町村が行う国民健康保険における保険給付等に要する費用に対する国庫負担を見直し、都道府県負担を導入</p>
	<p>5 画像レセプト情報管理システムの導入</p> <p>資格・内容点検、過誤・再審査申出等の給付事務を効率的に行うため、画像レセプト情報管理システムを導入した。</p>
18. 3	<p>条例の一部改正(4.1施行)</p> <p>保険料の改定</p> <p>医療分 所得割料率 100分の208を100分の182に改定</p> <p>均等割額 32,100円を33,300円に改定</p> <p>介護分 所得割料率 100分の32から100分の36に改定</p>

<p>18. 4</p>	<p>医療費改定 医科 1.5% 歯科 1.5% 調剤 0.6%引き下げ (4.1 改定) 薬価基準 1.8%引き下げ (4.1 改定) 精神医療給付金の対象者と給付額の改定 入院時食事療養費の標準負担額が、1日 780 円から 1食 260 円に改定</p> <p>6 健康保険法等の一部を改正する法律 (医療制度改革法案) の成立</p> <p>10 法の一部改正 (10.1 施行)</p> <p>1 一部負担金の割合の変更 70 歳以上の被保険者の一部負担金の割合を所得に応じて 2 割から 3 割に改正</p> <p>2 高額療養費の自己負担限度額を改正</p> <p>70 歳未満</p> <p>一般世帯 80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 0.01 上位所得者 150,000 円 + (医療費 - 500,000 円) × 0.01</p> <p>70 歳以上 外来 外来・入院 (世帯単位)</p> <p>一定以上所得者 44,400 円 80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 0.01 一般世帯 変更なし 44,400 円</p> <p>3 特定療養費を廃止し、保険外併用療養費と入院時生活療養費を新設</p> <p>4 人工透析を必要とする 70 歳未満の上位所得者の自己負担限度額を 10,000 円から 20,000 円に改定</p>
<p>19. 3</p>	<p>条例の一部改正 (4.1 施行)</p> <p>1 保険料の改定</p> <p>医療分 所得割料率 100 分の 182 を 100 分の 124 に改定 均等割額 33,300 円を 35,100 円に改定</p> <p>介護分 所得割料率 100 分の 36 を 100 分の 20 に改定 限度額を 80,000 円から 90,000 円に改定</p> <p>2 緩和措置の適用</p> <p>地方税法の改正による税率変更の影響を緩和するため、課税総所得金額 700 万円以下の場合は、課税総所得金額の 2.5% (上限 5 万円) を住民税所得割額から控除し、保険料を算定する措置を設けた。</p> <p>4 法施行規則の一部改正 (4.1 施行)</p> <p>70 歳未満の被保険者の入院時に係る高額療養費の現物給付制度を導入。 出産育児一時金の受取代理の実施 被保険者の出産に伴う一時的な費用負担を軽減する制度として、出産育児一時金受取代理制度を導入。</p>

20.	<p>3 条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <p>医療分 所得割料率 100 分の 124 を 100 分の 90 に改定 均等割額 35,100 円を 28,800 円に改定 限度額 530,000 円を 470,000 円に改定</p> <p>後期高齢者支援金分を創設</p> <p>所得割料率 100 分の 27 とする。 均等割額 8,100 円とする。 限度額 120,000 円とする。</p> <p>介護分 所得割料率 100 分の 20 を 100 分の 18 に改定 均等割額 12,000 円を 11,100 円に改定</p> <p>2 緩和措置の適用</p> <p>平成 19 年度に引き続き、緩和措置を実施。</p> <p>3 後期高齢者医療制度の創設に伴う経過措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定同一世帯所属者に係る保険料の減額 ・ 旧健康保険被扶養者に係る保険料の減免
4	<p>後期高齢者医療制度の創設</p> <p>75 歳以上の被保険者（寝たきりなどの障害がある 65 歳以上で認定を受けた者）は、国民健康保険適用の対象外となる。</p> <p>法の一部改正（4.1 施行）</p> <p>一部負担金の割合の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 歳未満の負担割合「2 割」の対象を義務教育就学前（6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで）に拡大。 ・ 70 歳から 74 歳までの被保険者の一部負担金の所得に応じた割合を「1 割」から「2 割」に改正。（ただし、平成 20 年 4 月から平成 21 年 3 月までの一年間、負担割合を 1 割に凍結。自己負担限度額も同様に据え置く。） ・ 入院時生活療養費の適用を 70 歳から 65 歳に改正 ・ 高額医療・高額介護合算制度の新設 ・ 退職者医療制度の廃止 <p>経過措置として、平成 26 年度中までは新規適用を行い、平成 27 年度以降は、退職被保険者全員が 65 歳到達等で一般被保険者となるまで制度を存続する。</p> <p>医療費改定 医科 0.42% 歯科 0.42% 調剤 0.17% 引き上げ（4.1 改定） 薬価基準 1.1% 引き下げ（4.1 改定）</p>
6	<p>特定健康診査の健診開始（40 歳から 74 歳までの被保険者対象）</p>

20. 10	<p>滞納者への納付勧奨を電話で行う「納付センター」を開設 (同時に滞納整理システム稼動)</p> <p>特定保健指導開始(特定健康診査の結果、国が定めた基準により、メタボリックシンドロームが強く疑われる方と予備群の方が対象)</p>																		
21. 1	<p>「産科医療補償制度」開始に伴い、出産育児一時金を 350,000 円から 380,000 円に改定 法施行令等の一部改正(1.1 施行)</p> <p>75 歳到達により後期高齢者医療制度に移行した被保険者等の自己負担限度額を移行月(1 日除く)のみ 1/2 に改正</p> <p>3 条例の一部改正(4.1 施行)</p> <p>1 保険料の改定</p> <table border="0" data-bbox="475 815 1219 898"> <tr> <td>医療分</td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 90 を 100 分の 68 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>28,800 円を 27,600 円に改定</td> </tr> </table> <p>後期高齢者支援金分を創設</p> <table border="0" data-bbox="612 958 1219 1041"> <tr> <td></td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 27 を 100 分の 26 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>8,100 円を 9,600 円に改定</td> </tr> </table> <table border="0" data-bbox="475 1055 1219 1137"> <tr> <td>介護分</td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 18 を 100 分の 12 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>90,000 円を 100,000 円に改定</td> </tr> </table> <p>4 高齢受給者証対象者の一部負担金割合変更の継続</p> <p>平成 20 年 4 月に 70 歳から 74 歳までの被保険者の一部負担金の所得に応じた負担割合を平成 20 年度 1 割に凍結したが、さらに平成 22 年 3 月までの 1 年間継続</p> <p>10 出産育児一時金</p> <p>妊産婦の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするための緊急の少子化対策として、出産育児一時金を 380,000 円から 420,000 円に改定するとともに、医療機関等への直接支払制度を開始</p> <p>国民健康保険料の年金からの引き落とし(特別徴収)を開始。国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、住民税を合わせたオンライン画面を作成し、問い合わせにワンストップで対応</p>	医療分	所得割料率	100 分の 90 を 100 分の 68 に改定		均等割額	28,800 円を 27,600 円に改定		所得割料率	100 分の 27 を 100 分の 26 に改定		均等割額	8,100 円を 9,600 円に改定	介護分	所得割料率	100 分の 18 を 100 分の 12 に改定		限度額	90,000 円を 100,000 円に改定
医療分	所得割料率	100 分の 90 を 100 分の 68 に改定																	
	均等割額	28,800 円を 27,600 円に改定																	
	所得割料率	100 分の 27 を 100 分の 26 に改定																	
	均等割額	8,100 円を 9,600 円に改定																	
介護分	所得割料率	100 分の 18 を 100 分の 12 に改定																	
	限度額	90,000 円を 100,000 円に改定																	
22. 1	<p>税申告の保険料控除記載時などの参考資料として、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の年内納付額を記載した通知を送付</p>																		

22. 3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <table border="0"> <tr> <td>医療分</td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 68 を 100 分の 80 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>27,600 円を 31,200 円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>470,000 円を 500,000 円に改定</td> </tr> </table> <p>後期高齢者支援金分</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 26 を 100 分の 23 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>9,600 円を 8,700 円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>120,000 円を 130,000 円に改定</td> </tr> </table> <p>介護分</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 12 を 100 分の 16 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>11,100 円を 12,000 円に改定</td> </tr> </table> <p>2 保険料減額</p> <p>応益割合にかかわらず、7 割、5 割、2 割減額を一律導入</p> <p>3 旧健康保険被扶養者に係る保険料の条例減免を継続</p> <p>旧健康保険被扶養者に係る 2 年間の経過措置である保険料減免の取り扱いを平成 25 年 3 月 31 日まで延長</p> <p>4 高齢受給者証対象者の一部負担金割合変更の継続</p> <p>平成 20 年 4 月に 70 歳から 74 歳までの被保険者の一部負担金の所得に応じた負担割合を平成 21 年度 1 割に凍結したが、さらに平成 23 年 3 月までの 1 年間継続</p> <p>医療費改定 医科 1.74% 歯科 2.09% 調剤 0.52% 引き上げ 薬価基準 1.36% 引き下げ</p> <p>6 非自発的失業者に対する保険料の軽減措置</p> <p>非自発的失業者が、失業時からその翌年度までの間、前年度の給与所得を 30/100 としして保険料を計算する軽減措置の受付を開始。高額療養費等の所得区分の判定についても、給与所得 30/100 としして計算</p>	医療分	所得割料率	100 分の 68 を 100 分の 80 に改定		均等割額	27,600 円を 31,200 円に改定		限度額	470,000 円を 500,000 円に改定		所得割料率	100 分の 26 を 100 分の 23 に改定		均等割額	9,600 円を 8,700 円に改定		限度額	120,000 円を 130,000 円に改定		所得割料率	100 分の 12 を 100 分の 16 に改定		均等割額	11,100 円を 12,000 円に改定
医療分	所得割料率	100 分の 68 を 100 分の 80 に改定																							
	均等割額	27,600 円を 31,200 円に改定																							
	限度額	470,000 円を 500,000 円に改定																							
	所得割料率	100 分の 26 を 100 分の 23 に改定																							
	均等割額	9,600 円を 8,700 円に改定																							
	限度額	120,000 円を 130,000 円に改定																							
	所得割料率	100 分の 12 を 100 分の 16 に改定																							
	均等割額	11,100 円を 12,000 円に改定																							

<p>23. 3</p>	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料賦課方式の変更と保険料軽減の経過措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料賦課の所得割算定方式を「住民税方式」から「旧ただし書き方式」に変更 ・賦課方式変更に伴い、保険料負担の増加する階層が生じることから、平成 23 年度と平成 24 年度の 2 年間、住民税非課税と「旧ただし書き所得」が課税標準額の 1.5 倍を超える場合を対象に、3 段階の区分で保険料を軽減する経過措置を設ける <p>2 保険料の改定</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>医療分</td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 80 を 100 分の 6.13 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>500,000 円を 510,000 円に改定</td> </tr> <tr> <td colspan="3">後期高齢者支援金分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 23 を 100 分の 1.96 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>130,000 円を 140,000 円に改定</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 16 を 100 分の 0.98 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>12,000 円を 13,200 円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>100,000 円を 120,000 円に改定</td> </tr> </table> <p>出産育児一時金の支給額</p> <p>平成 23 年 4 月以降も現行の 42 万円を維持する。小規模な診療所・助産所等を対象に従来の受取代理制度を復活</p> <p>4 高齢受給者証対象者の一部負担金割合変更の継続</p> <p>平成 20 年 4 月に 70 歳から 74 歳までの被保険者の一部負担金の所得に応じた負担割合を平成 22 年度 1 割に凍結したが、さらに平成 24 年 3 月までの 1 年間継続</p>	医療分	所得割料率	100 分の 80 を 100 分の 6.13 に改定		限度額	500,000 円を 510,000 円に改定	後期高齢者支援金分				所得割料率	100 分の 23 を 100 分の 1.96 に改定		限度額	130,000 円を 140,000 円に改定	介護分	所得割料率	100 分の 16 を 100 分の 0.98 に改定		均等割額	12,000 円を 13,200 円に改定		限度額	100,000 円を 120,000 円に改定						
医療分	所得割料率	100 分の 80 を 100 分の 6.13 に改定																													
	限度額	500,000 円を 510,000 円に改定																													
後期高齢者支援金分																															
	所得割料率	100 分の 23 を 100 分の 1.96 に改定																													
	限度額	130,000 円を 140,000 円に改定																													
介護分	所得割料率	100 分の 16 を 100 分の 0.98 に改定																													
	均等割額	12,000 円を 13,200 円に改定																													
	限度額	100,000 円を 120,000 円に改定																													
<p>24. 3</p>	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>医療分</td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 6.13 を 100 分の 6.28 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>31,200 円を 30,000 円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>510,000 円で前年度と同</td> </tr> <tr> <td colspan="3">後期高齢者支援金分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 1.96 を 100 分の 2.23 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>8,700 円を 10,200 円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>140,000 円で前年度と同</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 0.98 を 100 分の 1.38 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>13,200 円を 14,100 円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>100,000 円を 120,000 円に改定</td> </tr> </table>	医療分	所得割料率	100 分の 6.13 を 100 分の 6.28 に改定		均等割額	31,200 円を 30,000 円に改定		限度額	510,000 円で前年度と同	後期高齢者支援金分				所得割料率	100 分の 1.96 を 100 分の 2.23 に改定		均等割額	8,700 円を 10,200 円に改定		限度額	140,000 円で前年度と同	介護分	所得割料率	100 分の 0.98 を 100 分の 1.38 に改定		均等割額	13,200 円を 14,100 円に改定		限度額	100,000 円を 120,000 円に改定
医療分	所得割料率	100 分の 6.13 を 100 分の 6.28 に改定																													
	均等割額	31,200 円を 30,000 円に改定																													
	限度額	510,000 円で前年度と同																													
後期高齢者支援金分																															
	所得割料率	100 分の 1.96 を 100 分の 2.23 に改定																													
	均等割額	8,700 円を 10,200 円に改定																													
	限度額	140,000 円で前年度と同																													
介護分	所得割料率	100 分の 0.98 を 100 分の 1.38 に改定																													
	均等割額	13,200 円を 14,100 円に改定																													
	限度額	100,000 円を 120,000 円に改定																													

24. 4	<p>2 保険料軽減の経過措置</p> <p>前年度の賦課方式変更に伴い、住民税非課税と「旧ただし書き所得」が課税標準額の1.5倍を超える場合を対象に、3段階の区分で保険料を軽減する経過措置を前年度に引続き設ける</p> <p>法施行規則の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 高額療養費の現物給付制度について、従前からの入院に加え外来を対象とする。</p> <p>2 高齢受給者証対象者の一部負担金割合変更の継続</p> <p>平成20年4月に70歳から74歳までの被保険者の一部負担金の所得に応じた負担割合を平成22年度1割に凍結したが、さらに平成25年3月までの1年間継続</p> <p>3 医療費改定 医科1.55% 歯科1.7% 調剤0.46%引き上げ（4.1改定） 薬価基準1.38%引き下げ（4.1改定）</p>																														
25. 3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <table border="0" data-bbox="475 992 1264 1458"> <tr> <td>医療分</td> <td>所得割料率</td> <td>100分の6.28を100分の6.02に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>30,000円を30,600円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>510,000円で前年度と同</td> </tr> <tr> <td colspan="3">後期高齢者支援金分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所得割料率</td> <td>100分の2.23を100分の2.34に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>10,200円を10,800円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>140,000円で前年度と同</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>所得割料率</td> <td>100分の1.38を100分の1.64に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>14,100円を15,000円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>120,000円で前年度と同</td> </tr> </table> <p>2 住民税非課税者の保険料軽減措置</p> <p>平成23年度の賦課方式変更に伴う経過措置は終了とする。新たに「住民税非課税者」を対象に25年度、26年度の2年間、減額措置を実施する。</p> <p>3 国保から後期高齢者医療制度に移行した方のいる世帯の保険料軽減特例措置</p> <p>移行して5年以内の方を対象としていたものを、移行した全ての方を対象とするよう改定する。</p> <p>高額療養費資金及び出産費資金貸付基金の見直し</p> <p>介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金と統合し、かつ基金額を1千万円とした。介護貸付基金は廃止する。</p>	医療分	所得割料率	100分の6.28を100分の6.02に改定		均等割額	30,000円を30,600円に改定		限度額	510,000円で前年度と同	後期高齢者支援金分				所得割料率	100分の2.23を100分の2.34に改定		均等割額	10,200円を10,800円に改定		限度額	140,000円で前年度と同	介護分	所得割料率	100分の1.38を100分の1.64に改定		均等割額	14,100円を15,000円に改定		限度額	120,000円で前年度と同
医療分	所得割料率	100分の6.28を100分の6.02に改定																													
	均等割額	30,000円を30,600円に改定																													
	限度額	510,000円で前年度と同																													
後期高齢者支援金分																															
	所得割料率	100分の2.23を100分の2.34に改定																													
	均等割額	10,200円を10,800円に改定																													
	限度額	140,000円で前年度と同																													
介護分	所得割料率	100分の1.38を100分の1.64に改定																													
	均等割額	14,100円を15,000円に改定																													
	限度額	120,000円で前年度と同																													

<p>25. 4</p> <p>10</p>	<p>高齢受給者証対象者の一部負担金割合変更の継続</p> <p>平成20年4月に70歳から74歳までの被保険者の一部負担金の所得に応じた負担割合を平成22年度1割に凍結したが、さらに平成26年3月までの1年間継続</p> <p>ジェネリック差額通知実施（25.7月調剤分）</p>																											
<p>26. 3</p> <p>4</p>	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <table border="0"> <tr> <td>医療分</td> <td>所得割料率</td> <td>100分の6.02を100分の6.30に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>30,600円を32,400円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>510,000円で前年度と同</td> </tr> </table> <p>後期高齢者支援金分</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>所得割料率</td> <td>100分の2.34を100分の2.17に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>10,800円で前年度と同</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>140,000円を160,000円に改定</td> </tr> </table> <p>介護分</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>所得割料率</td> <td>100分の1.64を100分の1.56に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>15,000円を15,300円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>120,000円を140,000円に改定</td> </tr> </table> <p>2 保険料均等割軽減の拡大</p> <p>5割軽減対象世帯の拡大と減額判定基準額の引き上げ、また、2割減額判定基準額の引き上げを行う。</p> <p>3 住民税非課税者の保険料軽減措置</p> <p>25年度に引き続き26年度まで、「住民税非課税者」を対象に減額措置を実施する。</p> <p>4 高齢受給者証対象者の一部負担金割合の見直し</p> <p>平成26年4月1日以降に70歳になる被保険者から、一部負担金の所得に応じた負担割合を2割または3割とする。ただし、それ以前に70歳になった被保険者で2割と判定された方は、1割のまま継続される。</p> <p>医療費改定（4.1 改定）</p> <p>医科0.82% 歯科0.99% 調剤0.22%引き上げ</p> <p>薬価基準0.63%引き下げ（4.1 改定）</p>	医療分	所得割料率	100分の6.02を100分の6.30に改定		均等割額	30,600円を32,400円に改定		限度額	510,000円で前年度と同		所得割料率	100分の2.34を100分の2.17に改定		均等割額	10,800円で前年度と同		限度額	140,000円を160,000円に改定		所得割料率	100分の1.64を100分の1.56に改定		均等割額	15,000円を15,300円に改定		限度額	120,000円を140,000円に改定
医療分	所得割料率	100分の6.02を100分の6.30に改定																										
	均等割額	30,600円を32,400円に改定																										
	限度額	510,000円で前年度と同																										
	所得割料率	100分の2.34を100分の2.17に改定																										
	均等割額	10,800円で前年度と同																										
	限度額	140,000円を160,000円に改定																										
	所得割料率	100分の1.64を100分の1.56に改定																										
	均等割額	15,000円を15,300円に改定																										
	限度額	120,000円を140,000円に改定																										

27.	1	<p>法施行令の一部改正（1.1 施行）</p> <p>① 70歳未満の高額療養費の自己負担限度額を改正</p> <p>旧ただし書き所得 901万円超 252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 0.01</p> <p>旧ただし書き所得 600万円～901万円以下 167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 0.01</p> <p>旧ただし書き所得 210万円～600万円以下 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 0.01</p> <p>旧ただし書き所得 210万円以下 57,600円</p> <p>② 70歳未満の高額介護合算療養費の自己負担限度額を改正</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">旧ただし書き所得 901万円超</td> <td style="text-align: right;">2,120,000円</td> </tr> <tr> <td>旧ただし書き所得 600万円～901万円以下</td> <td style="text-align: right;">1,410,000円</td> </tr> <tr> <td>旧ただし書き所得 210万円～600万円以下</td> <td style="text-align: right;">670,000円</td> </tr> <tr> <td>旧ただし書き所得 210万円以下</td> <td style="text-align: right;">600,000円</td> </tr> </table>	旧ただし書き所得 901万円超	2,120,000円	旧ただし書き所得 600万円～901万円以下	1,410,000円	旧ただし書き所得 210万円～600万円以下	670,000円	旧ただし書き所得 210万円以下	600,000円																						
旧ただし書き所得 901万円超	2,120,000円																															
旧ただし書き所得 600万円～901万円以下	1,410,000円																															
旧ただし書き所得 210万円～600万円以下	670,000円																															
旧ただし書き所得 210万円以下	600,000円																															
	3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 15%;">医療分</td> <td style="width: 15%;">所得割料率</td> <td style="width: 15%;">100分の6.30を100分の6.45に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>32,400円を33,900円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>510,000円を520,000円に改定</td> </tr> <tr> <td colspan="3">後期高齢者支援金分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所得割料率</td> <td>100分の2.17を100分の1.98に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>10,800円で前年度と同</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>160,000円を170,000円に改定</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>所得割料率</td> <td>100分の1.56を100分の1.45に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>15,300円を14,700円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>140,000円を160,000円に改定</td> </tr> </table> <p>2 保険料均等割軽減の拡大 5割軽減対象世帯の拡大と減額判定基準額の引き上げ、また、2割減額判定基準額の引き上げを行う。</p> <p>3 財政運営の都道府県単位化の推進 保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同安定化事業を恒久化する。</p>	医療分	所得割料率	100分の6.30を100分の6.45に改定		均等割額	32,400円を33,900円に改定		限度額	510,000円を520,000円に改定	後期高齢者支援金分				所得割料率	100分の2.17を100分の1.98に改定		均等割額	10,800円で前年度と同		限度額	160,000円を170,000円に改定	介護分	所得割料率	100分の1.56を100分の1.45に改定		均等割額	15,300円を14,700円に改定		限度額	140,000円を160,000円に改定
医療分	所得割料率	100分の6.30を100分の6.45に改定																														
	均等割額	32,400円を33,900円に改定																														
	限度額	510,000円を520,000円に改定																														
後期高齢者支援金分																																
	所得割料率	100分の2.17を100分の1.98に改定																														
	均等割額	10,800円で前年度と同																														
	限度額	160,000円を170,000円に改定																														
介護分	所得割料率	100分の1.56を100分の1.45に改定																														
	均等割額	15,300円を14,700円に改定																														
	限度額	140,000円を160,000円に改定																														

<p>28. 3</p>	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <p>医療分 所得割料率 100 分の 6.45 を 100 分の 6.86 に改定 均等割額 33,900 円を 35,400 円に改定 限度額 520,000 円を 540,000 円に改定</p> <p>後期高齢者支援金分 所得割料率 100 分の 1.98 を 100 分の 2.02 に改定 均等割額 10,800 円で前年度と同 限度額 170,000 円を 190,000 円に改定</p> <p>介護分 所得割料率 100 分の 1.45 を 100 分の 1.41 に改定 均等割額 14,700 円で前年度と同 限度額 160,000 円で前年度と同</p> <p>2 保険料均等割軽減の拡大 5 割軽減対象世帯及び 2 割減額対象世帯の減額判定基準額の引き上げを行う。</p> <p>3 保険料の減免の申請期限 普通徴収の者は納期限前 7 日まで、特別徴収の者は特別徴収対象年金給付の直近の支払日 7 日前までを納期限とする。</p> <p>杉並区国民健康保険データヘルス計画(平成 27～29 年度)の策定</p> <p>4 法の一部改正（4.1 施行）</p> <p>入院時食事療養標準負担額の変更 70 歳未満は 1 食 260 円を 360 円に引き上げ。住民税非課税世帯は、現行どおり。</p> <p>診療報酬改正（4.1 改正） 医科 0.56%、歯科 0.61%、調剤 0.17%引き上げ 薬価 1.22%引き下げ</p>
<p>29. 1</p>	<p>国保年金課業務の外部委託開始 国保資格係、国保収納係、管理係の業務の一部</p> <p>3 条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <p>医療分 所得割料率 100 分の 6.86 を 100 分の 7.47 に改定 均等割額 35,400 円を 38,400 円に改定 限度額 540,000 円で前年度と同</p>

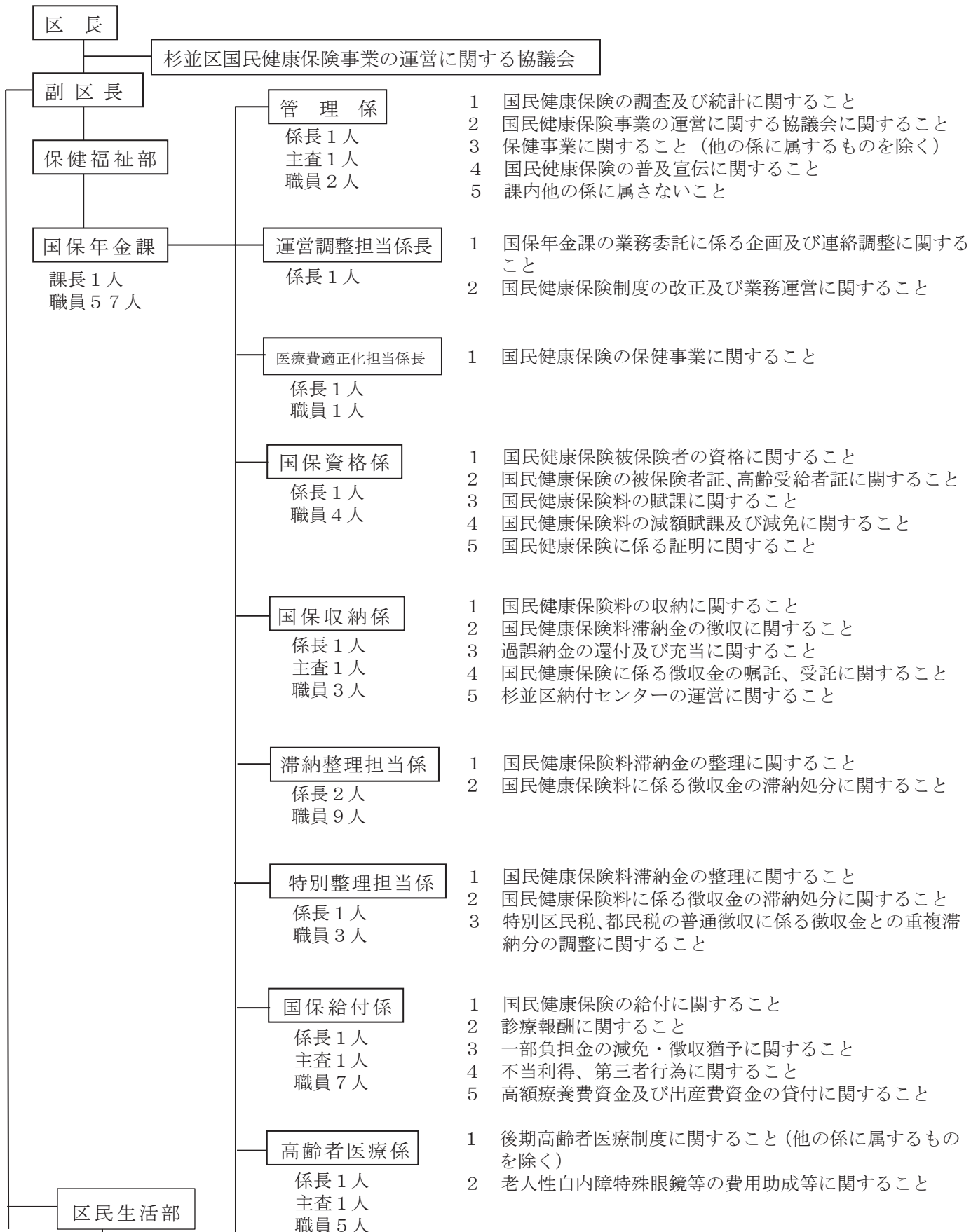
29. 8	<p>後期高齢者支援金分</p> <p>所得割料率 100分の2.02を100分の1.96に改定</p> <p>均等割額 10,800円を11,100円に改定</p> <p>限度額 190,000円で前年度と同</p> <p>介護分 所得割料率 100分の1.41を100分の1.48に改定</p> <p>均等割額 14,700円を15,600円に改定</p> <p>限度額 160,000円で前年度と同</p> <p>2 保険料均等割軽減の拡大</p> <p>5割軽減対象世帯及び2割減額対象世帯の減額判定基準額の引き上げを行う。</p> <p>法施行令の一部改正（8.1 施行）</p> <p>高額療養費の自己負担限度額について、70歳以上の課税世帯を段階的に引き上げる。</p>
30. 1	<p>国保年金課業務の外部委託を課全体として開始</p> <p>29.1～ 国保資格係、国保収納係、管理係の業務の一部</p> <p>30.1～ 国保給付係、高齢者医療係、国民年金係の業務の一部</p> <p>3 条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 「国民健康保険運営協議会」を「杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。</p> <p>2 保険料の賦課総額について、国民健康保険事業費納付金をもとに算定する規定に改める。</p> <p>3 保険料の改定</p> <p>医療分 所得割料率 100分の7.47を100分の7.32に改定</p> <p>均等割額 38,400円を39,000円に改定</p> <p>限度額 540,000円を580,000円に改定</p> <p>後期高齢者支援金分</p> <p>所得割料率 100分の1.96を100分の2.22に改定</p> <p>均等割額 11,100円を12,000円に改定</p> <p>限度額 190,000円で前年度と同</p> <p>介護分 所得割料率 100分の1.48を100分の1.78に改定</p> <p>均等割額 15,600円で前年度と同</p> <p>限度額 160,000円で前年度と同</p> <p>4 保険料均等割軽減の拡大</p> <p>7割軽減対象世帯、5割軽減対象世帯及び2割減額対象世帯の減額判定基準額の引き上げを行う。</p>

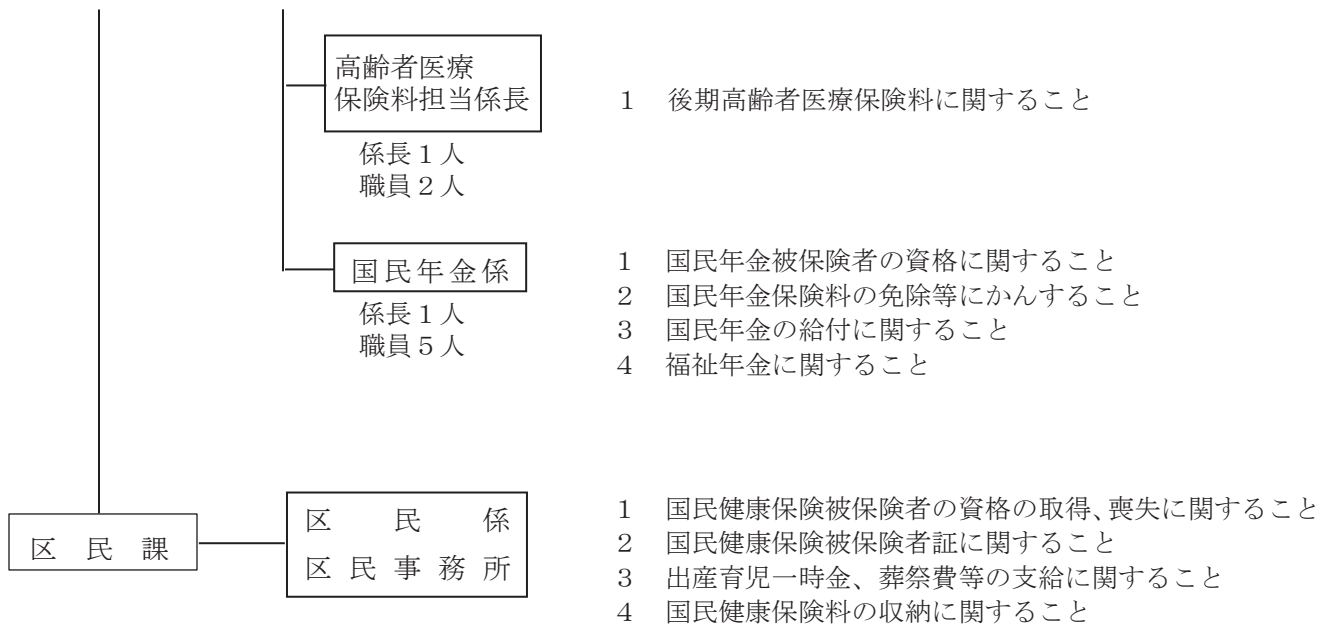
30. 4	国民健康保険制度改革（4.1 施行） 財政運営の都道府県単位化等により財政基盤の安定化を推進
-------	---

2. 事務機構

(1) 事務分掌

(平成30年4月1日)





(2) 係別職員数の状況

	管理係	運営調整担当係長	医療費適正化担当係長	国保資格係	国保収納係	滞納整理担当係長	特別整理担当係長	国保給付係	高齢者医療係	後期高齢者医療準備担当係長	高齢者医療保険料担当係長	国民年金係	計
昭59.7.1	7			22	26	6		14					75
平 1.4.1	6			21	25	7		16					75
6.4.1	6			21	29	3		18					77
10.4.1	6			20	28	3		16					73
11.4.1	6			20	28	3		16					73
12.4.1	5			20	28	3		16					72
13.4.1	5			21	30	3		16					75
14.4.1	6			20	31	3		16					76
15.4.1	6			20	24	6	1	17	18				92
16.4.1	6			20	25	5	1	17	18				92
17.4.1	6			20	25	5	1	17	18			17	109
18.4.1	6			20	25	5	1	15	18			18	108
19.4.1	9		1	21	28	2	1	15	15	2		16	110
20.4.1	7		1	21	25	2	1	15	19			17	108
21.4.1	7		1	19	25	2	1	15	18			16	104
22.4.1	7		1	19	26	2	1	17	17			16	106
23.4.1	7		1	20	24	2	1	16	17			16	104
24.4.1	7		1	19	24	2	1	16	16			16	102
25.4.1	7		1	19	24	2	1	16	16			15	101
26.4.1	7		1	19	23	2	1	15	16		1	15	100
27.4.1	7		1	19	23	2	1	15	16		1	15	100
28.4.1	7	1	1	19	23	2	1	15	16		1	15	101
29.4.1	6	1	1	5	16	2	1	15	15		1	15	78
30.4.1	6	1	1	5	17	2	1	9	9		1	6	58

※課長は管理係に含む

3. 運営協議会

(1) 運営協議会

杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会は、国民健康保険法第11条の規定に基づいて設置された区長の諮問機関であり、国民健康保険事業の運営に関する重要事項について、区長の諮問に応じて審議します。

審議事項

- ア 国民健康保険に係る条例規則等の制定及び改廃に関すること
- イ 療養の給付の充実及び改善に関すること
- ウ 保険料の賦課徴収方法に関すること
- エ 前各号のほか、区長が国民健康保険事業の運営上重要と認める事項

委員構成(定員20名)

- ア 被保険者を代表する委員 6人
- イ 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 6人
- ウ 公益を代表する委員 6人
- エ 被用者保険等被保険者を代表する委員 2人

(2) 開催状況

平成29年度

第 1 回	29. 10. 23	1	平成30年度国民健康保険制度改革について(報告)
第 2 回	30. 2. 21	1	国民健康保険料の料率等の改正について(諮問)

平成28年度

第 1 回	29. 1. 31	1	国民健康保険料の料率等の改正について(諮問)
-------	-----------	---	------------------------

平成27年度

第 1 回	28. 1. 29	1	国民健康保険料の料率等の改正について(諮問)
-------	-----------	---	------------------------

平成26年度

第 1 回	27. 2. 16	1	国民健康保険料の料率等の改正について(諮問)
-------	-----------	---	------------------------

平成25年度

第 1 回	26. 1. 30	1	国民健康保険料の料率等の改正について(諮問)
-------	-----------	---	------------------------

平成24年度

第 1 回	25. 2. 18	1	国民健康保険料の料率等の改正について(諮問)
-------	-----------	---	------------------------

平成23年度

第 1 回	24. 1. 31	1	国民健康保険料の料率等の改正について(諮問)
-------	-----------	---	------------------------

平成22年度

第 1 回	23. 1. 31	1	国民健康保険料の料率等の改定について(諮問)
-------	-----------	---	------------------------

平成21年度

第 1 回	21. 5. 20	1	出産育児一時金の改定について(諮問)
第 2 回	22. 1. 28	1	国民健康保険料の料率等の改定について(諮問)

(3) 委員名簿

(平成30年 3月31日現在)

代 表	氏 名	備 考
被保険者を 代表する委員	三田 利春	杉並区国民健康保険被保険者
	福富 やす子	杉並区国民健康保険被保険者
	高橋 倫代	杉並区国民健康保険被保険者
	鶴田 吉野	杉並区国民健康保険被保険者
	中川 洋子	杉並区国民健康保険被保険者
	馬場 容子	杉並区国民健康保険被保険者
保険医又は 保険薬剤師を 代表する委員	甲田 潔	杉並区医師会会長
	稲葉 貴子	杉並区医師会副会長
	松浦 豊	杉並区医師会理事
	飯島 裕之	杉並区歯科医師会会長
	真砂 功	杉並区歯科医師会副会長
	匂坂 光秀	杉並区薬剤師会会長
公益を 代表する委員	河津 利恵子	杉並区議会議員（区議会保健福祉委員会委員長）
	井原 太一	杉並区議会議員（区議会保健福祉委員会副委員長）
	内藤 博孝	杉並区町会連合会常任理事
	斉藤 信夫	杉並区商店会連合会副会長
	高 武征	杉並区社会福祉協議会理事
	中島 洋	杉並区民生委員児童委員協議会 阿佐谷地区会長
被用者保険等 保険者を 代表する委員	長澤 猛	電子回路健康保険組合常務理事
	小泉 景一	立正校成会健康保険組合常務理事

4. 被保険者

(1) 被保険者加入状況

区人口			被保険者数等					国保加入率	
年月日	世帯数	人員	加入	被保険者	一般	退職	老人保健	世帯	人員
			世帯数	総数	被保険者	被保険者等	医療対象者		
	世帯	人	世帯	人	人	人	人		
34. 12. 1	128,197	464,092	35,048	99,441	99,441	-	-	27.34%	21.43%
35. 4. 1	131,876	471,777	35,723	99,596	99,596	-	-	27.09%	21.11%
40. 4. 1	197,419	519,824	42,244	107,660	107,660	-	-	21.40%	20.71%
45. 4. 1	205,911	520,357	55,321	128,750	128,750	-	-	26.87%	24.74%
50. 4. 1	223,804	531,374	67,656	152,251	152,251	-	-	30.23%	28.65%
55. 4. 1	225,140	518,962	75,271	158,300	158,300	-	-	33.43%	30.50%
60. 4. 1	235,275	519,145	82,162	158,302	126,352	9,298	22,652	34.92%	30.49%
2. 4. 1	248,600	521,570	92,173	161,711	121,217	11,968	28,526	37.08%	31.00%
7. 4. 1	257,428	512,328	100,855	166,764	118,945	12,299	35,520	39.18%	32.55%
12. 4. 1	270,999	513,180	118,657	186,334	125,728	14,139	46,467	43.79%	36.31%
17. 4. 1	287,106	524,819	131,718	202,240	134,373	20,886	46,981	45.88%	38.54%
18. 4. 1	290,882	528,417	132,110	201,567	133,817	22,609	45,141	45.42%	38.15%
19. 4. 1	294,893	531,675	132,277	200,430	133,081	24,211	43,138	44.86%	37.70%
20. 4. 1	299,467	536,657	106,527	155,690	151,145	4,545	-	35.57%	29.01%
21. 4. 1	302,408	539,584	106,424	155,455	151,081	4,374	-	35.19%	28.81%
22. 4. 1	302,099	539,211	106,061	154,559	150,206	4,353	-	35.11%	28.66%
23. 4. 1	301,277	538,703	105,737	153,894	149,171	4,723	-	35.10%	28.57%
24. 4. 1	301,873	539,482	104,620	151,940	147,560	4,380	-	34.66%	28.16%
25. 4. 1	300,905	541,253	103,761	149,907	145,888	4,019	-	34.48%	27.70%
26. 4. 1	303,516	545,210	102,899	147,429	144,049	3,380	-	33.90%	27.04%
27. 4. 1	307,131	549,998	102,093	145,033	142,045	2,988	-	33.24%	26.37%
28. 4. 1	311,632	555,897	100,516	140,902	138,765	2,137	-	32.25%	25.35%
29. 4. 1	316,152	562,065	97,411	134,604	133,397	1,207	-	30.81%	23.95%
30. 4. 1	319,995	566,551	94,685	128,936	128,422	514	-	29.59%	22.76%

注 区人口は外国人住民を含む

(2) 年度平均被保険者数

年 度	世帯数	被 保 険 者 総 数 A	一 般 被 保 険 者 B	退 職 被 保 険 者 等 C	老 健 医 療 対 象 者 D	左の構成割合		
						B / A	C / A	D / A
	世帯	人	人	人	人			
35	37,002	101,244	101,244	—	—	100.00%	—	—
40	42,781	108,787	108,787	—	—	100.00%	—	—
45	57,321	132,886	132,886	—	—	100.00%	—	—
50	68,649	153,399	153,399	—	—	100.00%	—	—
55	76,032	157,927	157,927	—	—	100.00%	—	—
60	83,858	159,942	126,624	10,076	23,242	79.17%	6.30%	14.53%
2	92,527	160,726	119,446	12,079	29,201	74.32%	7.51%	18.17%
7	102,494	170,208	120,541	12,825	36,842	70.82%	7.53%	21.65%
12	120,850	189,239	127,297	14,374	47,568	67.27%	7.60%	25.14%
17	133,128	203,602	136,299	21,310	46,090	66.94%	10.47%	22.64%
18	133,408	202,541	134,883	23,581	44,080	66.60%	11.64%	21.76%
19	132,865	200,387	134,287	23,661	42,439	67.01%	11.81%	21.18%
20	106,546	155,917	151,699	4,218	—	97.29%	2.71%	—
21	106,688	155,557	151,299	4,258	—	97.26%	2.74%	—
22	106,536	155,054	150,420	4,634	—	97.01%	2.99%	—
23	105,600	153,408	148,924	4,484	—	97.08%	2.92%	—
24	104,601	151,366	147,118	4,248	—	97.19%	2.81%	—
25	103,818	149,259	145,651	3,608	—	97.58%	2.42%	—
26	102,702	146,488	143,431	3,057	—	97.91%	2.09%	—
27	101,636	143,230	140,701	2,529	—	98.23%	1.77%	—
28	99,470	138,294	136,649	1,645	—	98.81%	1.19%	—
29	96,340	131,930	131,112	818	—	99.38%	0.62%	—

注 端数処理の関係で、AとB・C・Dの合計が一致しない場合がある。

(3) 年齢階層別被保険者

(平成30年4月1日現在)

区分 年齢	区人口			被保険者内訳				
	男	女	計	男	女	計	構成比	加入率
	人	人	人	人	人	人		
0～4	11,073	10,514	21,587	1,160	1,096	2,256	1.75%	10.45%
5～9	9,827	9,390	19,217	1,109	1,083	2,192	1.70%	11.41%
10～14	9,151	8,702	17,853	1,122	1,083	2,205	1.71%	12.35%
15～19	9,704	9,632	19,336	1,509	1,534	3,043	2.36%	15.74%
20～24	16,692	18,676	35,368	3,894	4,332	8,226	6.38%	23.26%
25～29	22,447	23,834	46,281	4,706	4,680	9,386	7.28%	20.28%
30～34	23,785	23,961	47,746	4,771	4,100	8,871	6.88%	18.58%
35～39	23,661	23,246	46,907	4,887	3,920	8,807	6.83%	18.78%
40～44	23,291	23,781	47,072	4,964	4,152	9,116	7.07%	19.37%
45～49	22,739	23,850	46,589	5,170	4,461	9,631	7.47%	20.67%
50～54	20,165	20,048	40,213	4,616	4,229	8,845	6.86%	22.00%
55～59	16,181	16,156	32,337	3,868	4,345	8,213	6.37%	25.40%
60～64	13,385	13,829	27,214	4,139	5,789	9,928	7.70%	36.48%
65～69	14,375	15,508	29,883	7,814	10,341	18,155	14.08%	60.75%
70～74	12,403	14,475	26,878	8,420	11,603	20,023	15.53%	74.50%
75～79	9,337	12,604	21,941	26	13	39	0.03%	0.18%
80～84	7,079	11,391	18,470	0	0	0	0.00%	0.00%
85～89	4,369	8,634	13,003	0	0	0	0.00%	0.00%
90～94	1,711	4,598	6,309	0	0	0	0.00%	0.00%
95以上	390	1,957	2,347	0	0	0	0.00%	0.00%
合計	271,765	294,786	566,551	62,175	66,761	128,936	100.00%	22.76%
60以上	63,049	82,996	146,045	20,399	27,746	48,145	37.34%	32.97%
65以上	49,664	69,167	118,831	16,260	21,957	38,217	29.64%	32.16%
70以上	35,289	53,659	88,948	8,446	11,616	20,062	15.56%	22.55%

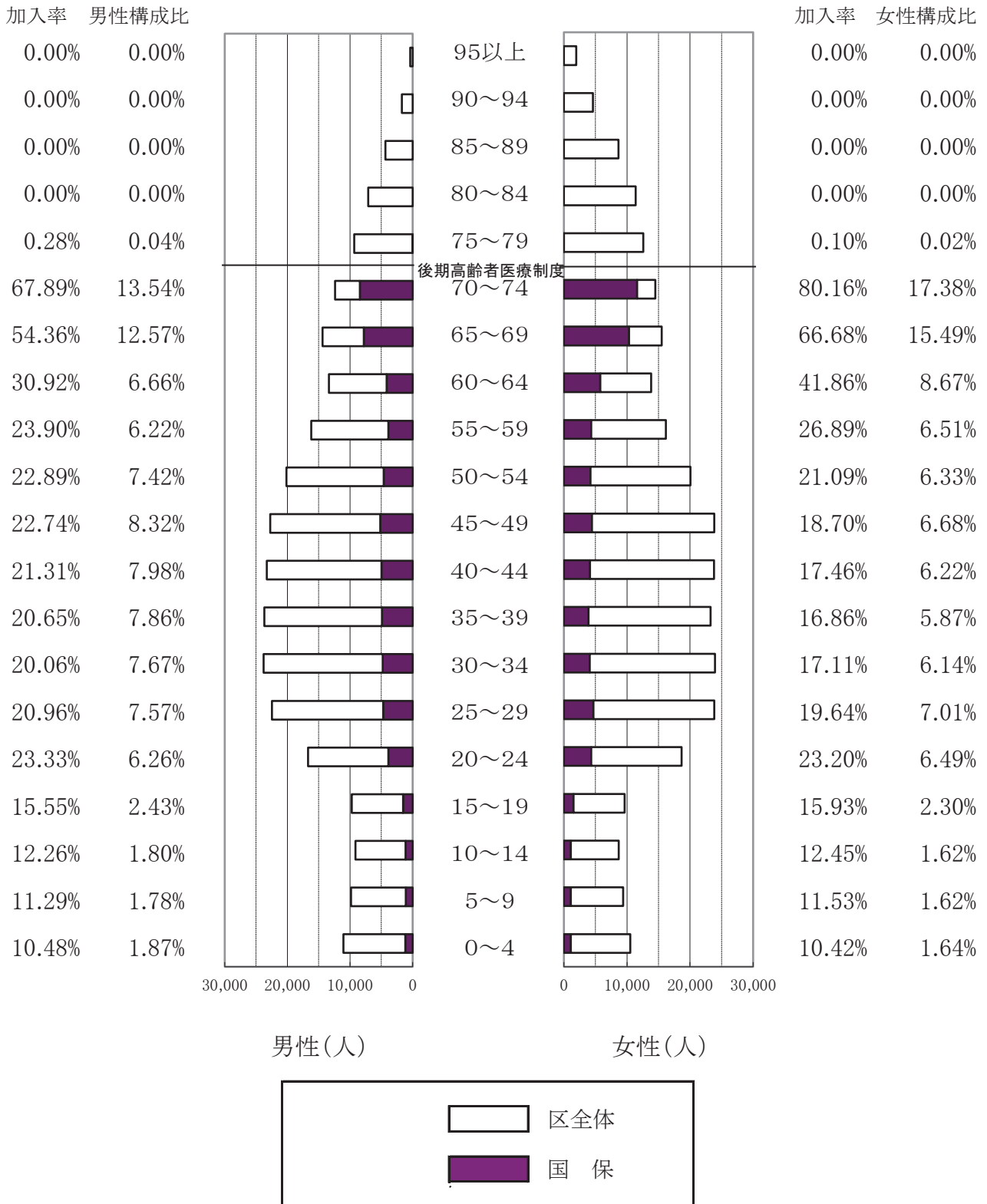
※75～79までの人数は4月1日及び4月2日に75歳の誕生日を迎えた者を含む

※区人口は外国人住民を含む

(4) 年齢階層別人口分布図

(平成30年4月1日現在)

杉並区全体と国民健康保険被保険者の年齢階層別人口分布比較



(5) 資格取得状況

年 度	転入		組回国保から		社会保険から		生活保護から		出生		その他		計	
	世帯 世帯	人員 人員	世帯 世帯	人員 人員	世帯 世帯	人員 人員	世帯 世帯	人員 人員	世帯 世帯	人員 人員	世帯 世帯	人員 人員	世帯 世帯	人員 人員
25	10,972	14,280	771	1,719	13,087	23,461	183	274	-	647	2,206	1,671	27,219	42,052
26	11,121	14,341	508	1,109	13,066	23,057	180	279	-	679	2,103	1,714	26,978	41,179
27	11,813	15,163	513	985	13,084	22,677	189	294	-	621	2,111	1,794	27,710	41,534
28	11,971	15,135	540	1,148	13,087	22,468	145	218	-	617	1,865	1,641	27,588	41,227
29	12,199	15,071	438	882	13,030	21,830	140	186	-	494	1,839	1,620	27,646	40,083

参考(年度平均)

年度	全世帯数	全被保険者数
25	103,818	149,259
26	102,702	146,488
27	101,636	143,230
28	99,470	138,294
29	96,340	131,930

(6) 資格喪失状況

年 度	転出		組回国保へ		社会保険へ		生活保護へ		死亡		その他		資格得喪合計		異動率	
	世帯 世帯	人員 人員	世帯 世帯	人員 人員	世帯 世帯	人員 人員	世帯 世帯	人員 人員	世帯 世帯	人員 人員	世帯 世帯	人員 人員	世帯 世帯	人員 人員	世帯 世帯	人員 人員
25	9,968	14,744	617	1,324	12,682	22,676	607	896	352	655	3,855	4,235	55,300	86,582	53.27%	58.01%
26	9,561	13,864	605	1,303	12,809	22,614	534	784	355	698	3,920	4,312	54,762	84,754	53.32%	57.86%
27	9,660	13,343	589	1,196	14,017	25,144	452	637	370	673	4,199	4,672	56,997	87,199	56.08%	60.88%
28	9,304	12,842	615	1,145	15,698	27,266	429	582	381	658	4,266	5,032	58,281	88,752	58.59%	64.13%
29	9,309	12,549	701	1,295	15,236	25,665	389	496	410	646	4,327	5,100	58,018	85,834	60.22%	65.06%

(7) 外国人国民健康保険加入状況

(平成30年4月1日現在)

国 籍 名	外国人住民 (人)	被保険者 (人)	加 入 割 合	構 成 比
中 国	5,319	3,544	66.63%	35.42%
韓 国	2,709	1,287	47.51%	12.86%
ベ ト ナ ム	1,393	1,160	83.27%	11.59%
フ ィ リ ピ ン	500	241	48.20%	2.41%
ネ パ ー ル	1,985	1,607	80.96%	16.06%
台 湾	949	483	50.90%	4.83%
米 国	712	324	45.51%	3.24%
イ ン ド	102	66	64.71%	0.66%
ミ ャ ン マ ー	164	89	54.27%	0.89%
タ イ	227	122	53.74%	1.22%
英 国	291	115	39.52%	1.15%
フ ラ ン ス	218	96	44.04%	0.96%
カ ナ ダ	157	61	38.85%	0.61%
イ ン ド ネ シ ア	155	69	44.52%	0.69%
朝 鮮	133	28	21.05%	0.28%
オ ー ス ト ラ リ ア	121	55	45.45%	0.55%
イ タ リ ア	117	69	58.97%	0.69%
ブ ラ ジ ル	93	33	35.48%	0.33%
ド イ ツ	91	35	38.46%	0.35%
ロ シ ア	73	32	43.84%	0.32%
ス リ ラ ン カ	68	60	88.24%	0.60%
バ ン グ ラ デ シ ュ	64	50	78.13%	0.50%
マ レ ー シ ア	60	23	38.33%	0.23%
モ ン ゴ ル	58	30	51.72%	0.30%
ス ペ イ ン	43	17	39.53%	0.17%
シ ン ガ ポ ー ル	41	17	41.46%	0.17%
ト ル コ	38	30	78.95%	0.30%
ニ ュ ー ジ ー ラ ン ド	37	10	27.03%	0.10%
ス ウ ェ ー デ ン	30	19	63.33%	0.19%
イ ラ ン	28	11	39.29%	0.11%
無 国 籍	10	1	10.00%	0.01%
そ の 他 の 国	420	221	52.62%	2.21%
合 計	16,406	10,005	60.98%	100.00%

* 医療保険の社会保障協定国・・・アメリカ、ベルギー、フランス、オランダ、チェコ、スイス、ハンガリー、ルクセンブルク

* 平成29年度からは中国、台湾、韓国、朝鮮それぞれのデータを掲載する。(平成28年度までは中国は台湾を含んだもの、韓国及び朝鮮は合算していた。)

(8) 高齢受給者証

平成20年4月1日から、後期高齢者医療制度の創設により75歳（65歳から74歳で一定の障害がある方は、後期高齢者医療制度に任意で加入することができます。）の方が国民健康保険の資格を喪失することになりました。後期高齢者医療制度の適用を受けていない、国民健康保険被保険者に対して、引き続き、70歳の誕生日の翌月1日（1日生まれの方はその月1日）発効の「高齢受給者証」を交付しています。医療機関受診の際は、国民健康保険被保険者証とあわせて提示することになります。

負担割合は、同一世帯内の70歳以上の国民健康保険被保険者を対象に、前年度所得を基に2割又は3割（一定以上所得者）を判定します。

毎年、8月1日に更新し、負担割合も再判定します。

高齢受給者証交付状況

(平成30年4月1日)

一般		一定以上所得者	合計
16,247人			
1割負担※	2割負担	3割負担	
3,501人	12,746人	3,305人	19,552人

※昭和19年4月1日以前生まれの被保険者の特例措置

5. 保険給付

(1) 療養給付費

① 療養の給付

ア 範囲

- ・診察
- ・薬剤又は治療材料の支給
- ・処置、手術その他の治療
- ・居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ・病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ・保険外併用療養費

保険医療機関での、評価療養(高度医療技術を用いた等の療養であり、厚生労働大臣が定めるもの)又は選定療養(特別な病室の提供、その他厚生労働大臣が定める療養)のうち、基礎的な診療部分について支給します。

イ 一部負担金の割合

- ・義務教育就学前:2割
- ・70歳未満(義務教育就学前を除く):3割
- ・70歳以上:2割(所得により3割。また、2割と判定された方内、昭和19年4月1日以前に生まれた方は1割)

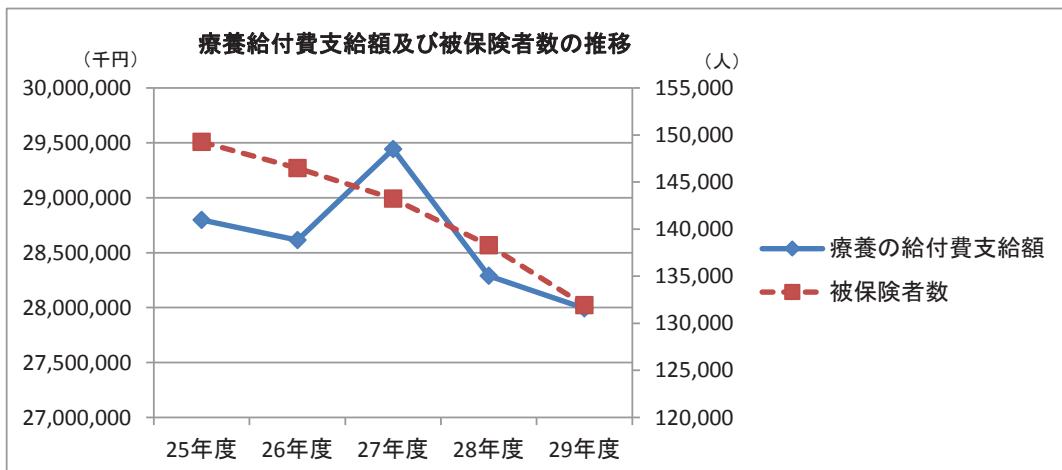
ウ 療養の給付の方法

被保険者は保険医療機関等に被保険者証を提示し、診療を受け、一部負担金を支払います。保険者は医療費の総額から一部負担金を除いたものを、療養給付費として保険医療機関等に支払います。

療養給付費支給状況

年度	件数	支給額		
		円	%	
25	一般	2,103,793	27,696,198,101	100
	退職	78,515	1,102,177,432	92
	計	2,182,308	28,798,375,533	100
26	一般	2,101,152	27,711,436,331	100
	退職	66,084	902,606,033	82
	計	2,167,236	28,614,042,364	100
27	一般	2,100,353	28,643,253,688	103
	退職	54,875	799,548,324	89
	計	2,155,228	29,442,802,012	103
28	一般	2,050,855	27,754,817,930	97
	退職	35,386	534,560,256	67
	計	2,086,241	28,289,378,186	96
29	一般	1,981,549	27,694,934,730	100
	退職	19,081	298,579,044	56
	計	2,000,630	27,993,513,774	99

(決算数値)



② 入院時食事療養費及び入院時生活療養費

入院時の食事に要した費用のうち、被保険者が負担する標準負担額を控除した額を、入院時食事療養費として支給します。同様に特定長期入院被保険者(療養病床への入院等により、療養の給付を受ける65歳以上の者)に生活療養費に要した費用について入院時生活療養費を支給します。所得や年齢、入院日数により標準負担額の減額制度があります。

入院時食事療養費の状況

年 度		件 数	日 数	費 用 額	支 給 額
		件	日	円	円
25	一 般	21,238	842,878	560,590,481	370,842,856
	退 職	795	29,950	20,046,540	12,971,790
	計	22,033	872,828	580,637,021	383,814,646
26	一 般	21,152	832,061	555,442,221	368,812,761
	退 職	651	22,843	15,429,224	9,840,244
	計	21,803	854,904	570,871,445	378,653,005
27	一 般	21,298	820,343	549,203,240	365,451,799
	退 職	572	20,608	13,807,094	8,816,814
	計	21,870	840,951	563,010,334	374,268,613
28	一 般	20,370	771,594	509,488,344	300,724,735
	退 職	394	14,484	9,564,382	5,226,092
	計	20,764	786,078	519,052,726	305,950,827
29	一 般	20,115	775,421	511,478,240	296,393,830
	退 職	217	7,940	5,198,353	2,803,503
	計	20,332	783,361	516,676,593	299,197,333

(事業年報)

③ 入院時食事療養費標準負担額差額支給

住民税非課税世帯の方が入院し、やむを得ない理由で減額認定の申請が遅れた場合、後日差額を現金給付します。

入院時食事療養費標準負担額差額支給状況

年 度		件 数	支 給 額
		件	円
25	一 般	43	112,830
	退 職	2	4,650
	計	45	117,480
26	一 般	27	69,450
	退 職	0	0
	計	27	69,450
27	一 般	16	52,600
	退 職	1	1,500
	計	17	54,100
28	一 般	14	55,100
	退 職	0	0
	計	14	55,100
29	一 般	20	43,550
	退 職	0	0
	計	20	43,550

(事業年報)

(2) 療養費

① 範囲

- ・骨折やねんざなどで接骨院の施術を受けた場合
- ・医師の同意または診断によりはりきゅう・マッサージの施術を受けた場合
- ・医師の同意または診断により補装具を作った場合
- ・やむを得ない理由で被保険者証が提示できない場合や、国保を扱っていない医療機関で診療を受けた場合
- ・海外療養費(旅行や出張などで急な病気や負傷のため海外で診療を受けた場合)

② 給付割合

療養の給付に準じる

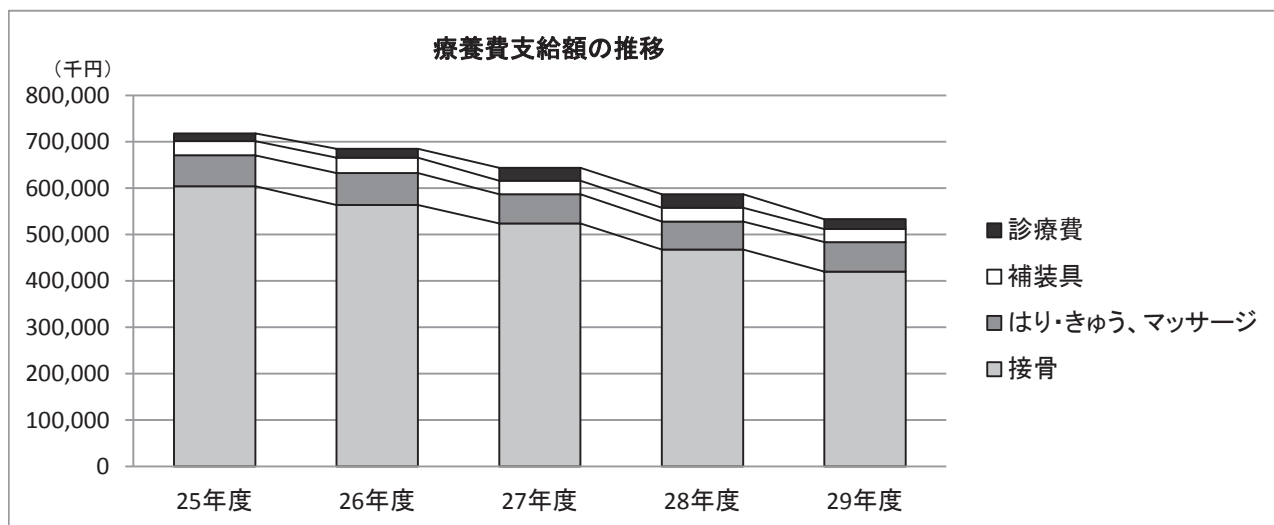
③ 給付方法

世帯主の申請に基づき、現金給付する

療養費支給状況

年度		接骨		はり・きゅう、マッサージ		補装具		診療費		合計	
		件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
25	一般	91,770	587,147,807	4,007	64,899,904	1,089	29,738,899	1,881	16,617,114	98,747	698,403,724
	退職	2,892	17,250,289	180	1,449,610	42	983,449	6	128,898	3,120	19,812,246
	計	94,662	604,398,096	4,187	66,349,514	1,131	30,722,348	1,887	16,746,012	101,867	718,215,970
26	一般	88,221	549,346,849	4,117	68,163,332	1,114	32,233,576	1,565	19,082,796	95,017	668,826,553
	退職	2,615	14,283,603	77	990,991	36	756,092	15	137,404	2,743	16,168,090
	計	90,836	563,630,452	4,194	69,154,323	1,150	32,989,668	1,580	19,220,200	97,760	684,994,643
27	一般	84,138	512,485,145	3,777	62,456,828	1,007	28,235,978	2,352	26,934,028	91,274	630,111,979
	退職	2,030	11,508,889	53	716,617	29	1,010,005	2	414,444	2,114	13,649,955
	計	86,168	523,994,034	3,830	63,173,445	1,036	29,245,983	2,354	27,348,472	93,388	643,761,934
28	一般	78,715	461,409,365	3,564	59,522,313	1,040	29,502,232	2,163	28,859,830	85,482	579,293,740
	退職	1,197	6,464,145	39	619,886	22	600,416	2	35,609	1,260	7,720,056
	計	79,912	467,873,510	3,603	60,142,199	1,062	30,102,648	2,165	28,895,439	86,742	587,013,796
29	一般	72,909	416,981,994	3,941	63,325,711	984	27,725,475	2,063	20,746,067	79,897	528,779,247
	退職	587	3,124,139	28	431,817	16	285,194	65	371,250	696	4,212,400
	計	73,496	420,106,133	3,969	63,757,528	1,000	28,010,669	2,128	21,117,317	80,593	532,991,647

(決算数値)



(3) 移送費

① 範囲

緊急かつやむを得ない理由で医師の指示により入院や転院などをするために自動車等を使用し、被保険者がその費用を負担した場合

② 給付する額

被保険者が負担をした額の内、保険適用が認められた部分

③ 給付方法

世帯主の申請に基づき、現金給付する

移送費支給状況

年度		件数	支給額
25	一般	1	28,270
	退職	0	0
	計	1	28,270
26	一般	3	89,485
	退職	0	0
	計	3	89,485
27	一般	1	40,990
	退職	0	0
	計	1	40,990
28	一般	0	0
	退職	0	0
	計	0	0
29	一般	0	0
	退職	0	0
	計	0	0

(決算数値)

(4) 高額療養費

世帯の国保加入者が、同じ月に医療機関等で支払った一部負担金の額(入院・外来、医科・歯科別)が自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給します。ただし、70歳未満の方の場合には、1つの医療機関等での一部負担金の額(入院・外来、医科・歯科別)が、21,000円以上のものが、高額療養費の計算対象となります。

① 70歳未満の方の自己負担限度額〔 〕は過去1年で4回目以降の多数回の限度額

○平成27年1月診療分以降

区 分	自己負担限度額
旧ただし書所得901万円超	252,600円+(医療費総額-842,000円)×1%〔140,100円〕
旧ただし書所得600万円超～901万円以下	167,400円+(医療費総額-558,000円)×1%〔93,000円〕
旧ただし書所得210万円超～600万円以下	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1%〔44,400円〕
旧ただし書所得210万円以下	57,600円〔44,400円〕
住民税非課税世帯	35,400円〔24,600円〕

※旧ただし書所得…世帯の国保加入者の、総所得金額等から住民税基礎控除額を差し引いた額の合計

※住民税の申告をしていない世帯員のいる世帯の方は、旧ただし書所得901万円超の区分となります。

② 高齢受給者証対象者の自己負担限度額〔 〕は過去1年で4回目以降の多数回の限度額

○平成29年7月診療分まで

区 分		自己負担限度額	
		外来 (個人単位)	外来+入院(世帯単位)
一定以上所得者		44,400円	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1%〔44,400円〕
一 般		12,000円	44,400円
住民税 非課税世帯	低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得Ⅰ		15,000円

○平成29年8月診療分以降

区 分		自己負担限度額	
		外来 (個人単位)	外来+入院(世帯単位)
一定以上所得者		57,600円	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1%〔44,400円〕
一 般		14,000円	57,600円〔44,400円〕
住民税 非課税世帯	低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得Ⅰ		15,000円

※一定以上所得者…課税所得が145万円以上の方。ただし、申告により一般の限度額となる場合があります。

※一般の外来(個人単位)については、年間(8月から翌年7月の診療分)で144,000円の限度額が設けられました。

※低所得Ⅱ…世帯主と世帯の国保加入者(被保険者)全員が住民税非課税の世帯の方。

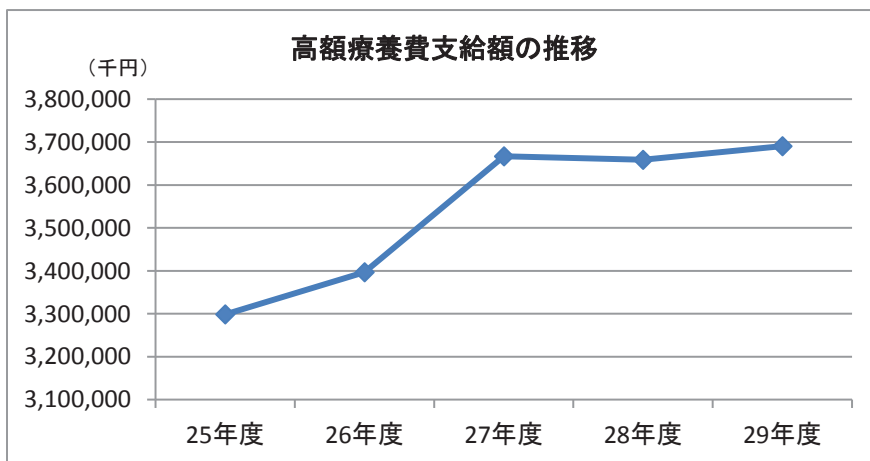
※低所得Ⅰ…世帯主と世帯の国保加入者(被保険者)全員が住民税非課税の世帯で、各人の公的年金収入が80万円以下で、かつその他の所得がない方。

- ③ 70歳未満の方との世帯合算は、同じ月に同じ世帯で医療機関ごと(入院・外来、医科・歯科別)にそれぞれ21,000円以上の一部負担金を支払った場合にそれらを合算し、①の表の額を超えた場合、その超えた額を支給します。
- ④ 人工透析を必要とする慢性腎不全、血友病及び抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群(HIV感染を含み、厚生労働大臣の定める者に限る)の疾病で治療を続ける必要がある被保険者に特定疾病療養受療証を交付し、一部負担金が同一月内に10,000円を超えた場合、その超えた額について現物給付します(人工透析を必要とする慢性腎不全の方で、70歳未満の上位所得者(平成27年1月以降は、旧ただし書所得600万円超の世帯の方)は20,000円を超えた場合)。
- ⑤ 70歳未満の方及び70～74歳の住民税非課税世帯の方に係る高額療養費について、事前申請により「限度額適用認定証(非課税世帯の方は限度額適用・標準負担額減額認定証)」の交付を受け医療機関の窓口で提示することにより、窓口での負担が高額療養費の自己負担限度額までとなります。

○高額療養費支給状況及び限度額適用認定証発行件数

年 度		件 数	高額療養費	1件当り 高額療養費	限度額適用認定証 発行件数
		件	円	円	件
25	一 般	51,003	3,156,625,491	61,891	5,164
	退 職	1,431	141,799,170	99,091	194
	計	52,434	3,298,424,661	62,906	5,358
26	一 般	56,890	3,266,005,326	57,409	7,917
	退 職	1,328	130,639,155	98,373	261
	計	58,218	3,396,644,481	58,344	8,178
27	一 般	62,733	3,542,359,168	56,467	5,832
	退 職	1,258	124,201,188	98,729	138
	計	63,991	3,666,560,356	57,298	5,970
28	一 般	62,686	3,567,636,005	56,913	6,014
	退 職	955	90,819,216	95,099	134
	計	63,641	3,658,455,221	57,486	6,148
29	一 般	63,690	3,637,069,138	57,106	6,171
	退 職	583	53,464,220	91,705	78
	計	64,273	3,690,533,358	57,420	6,249

(決算数値)



(5) 高額介護合算療養費

世帯内で1年間に負担した、医療保険と介護保険の自己負担額を合計して、自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給します。計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までです。

医療保険と介護保険の自己負担額のいずれかが0円である場合や限度額を超えた額が500円以下の場合には支給されません。

①自己負担限度額

平成26年8月診療分以降の自己負担限度額

年齢区分	所得等区分	医療保険+介護保険の自己負担限度額		
		平成26年8月から 平成27年7月診療分	平成27年8月以降の 診療分	
70歳未満 の方がいる世帯	旧ただし書所得901万円超	176万円	212万円	
	旧ただし書所得600万円超 ～901万円以下	135万円	141万円	
	旧ただし書所得210万円超 ～600万円以下	67万円	67万円	
	旧ただし書所得210万円以下	63万円	60万円	
	住民税非課税世帯	34万円	34万円	
70～74歳 の方がいる世帯	現役並み所得者	67万円	67万円	
	一般	56万円	56万円	
	住民税非課税世帯	低所得Ⅱ	31万円	31万円
		低所得Ⅰ	19万円	19万円

②高額介護合算療養費支給状況

年度		件数	高額介護合算療養費	1件当り 高額介護合算療養費
			円	円
25	一般	88	1,336,800	15,191
	退職	3	128,259	42,753
	計	91	1,465,059	16,100
26	一般	98	1,754,328	17,901
	退職	2	46,885	23,443
	計	100	1,801,213	18,012
27	一般	84	1,708,215	20,336
	退職	1	3,557	3,557
	計	85	1,711,772	20,138
28	一般	100	2,196,430	21,964
	退職	1	11,338	11,338
	計	101	2,207,768	21,859
29	一般	224	7,980,917	35,629
	退職	7	274,867	39,267
	計	231	8,255,784	35,739

(決算数値)

(6) 出産育児一時金

被保険者が出産したときに、出生児1名につき42万円を支給します。妊娠85日以上の子死産や流産でも支給されます。出産育児一時金の支給は、次の①～③のいずれかの方法によります。

① 直接支払制度

被保険者が医療機関等に手続きをし、東京都国民健康保険団体連合会を通して区から医療機関等に出産育児一時金を支払う方法。

② 受取代理制度

医療機関等の記名・押印を受けた申請書を世帯主が区に提出することで、医療機関等が出産育児一時金を世帯主の代理として受取る方法。区は、医療機関等からの出生の報告を受け、医療機関等に対して出産育児一時金を支払う。

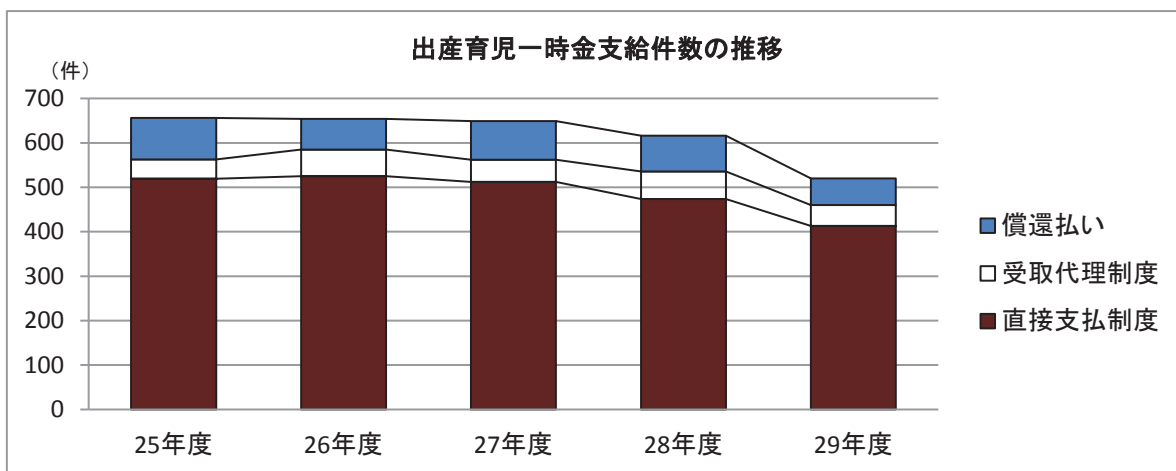
③ ①及び②以外(償還払い)

出生後に、世帯主からの請求により、世帯主へ支給する方法。

出産育児一時金支給状況

年度	件数 件	金額 円	内、直払い件数、割合		内、受取代理件数、割合	
			件	割合	件	割合
25	656	275,921,842	519	79.1%	44	6.7%
26	654	274,581,833	525	80.3%	60	9.2%
27	649	271,553,061	512	78.9%	50	7.7%
28	616	259,442,606	474	76.9%	62	10.1%
29	520	218,356,060	413	79.4%	47	9.0%

(決算数値)



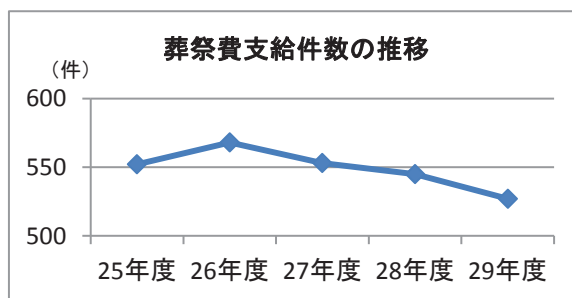
(7) 葬祭費

被保険者が亡くなり葬儀を行ったときに、葬儀執行者の申請により支給します。支給額は7万円です。

葬祭費支給状況

年度	件数 件	金額 円
25	552	38,640,000
26	568	39,760,000
27	553	38,710,000
28	545	38,150,000
29	527	36,890,000

(決算数値)



(8) 結核・精神医療給付金

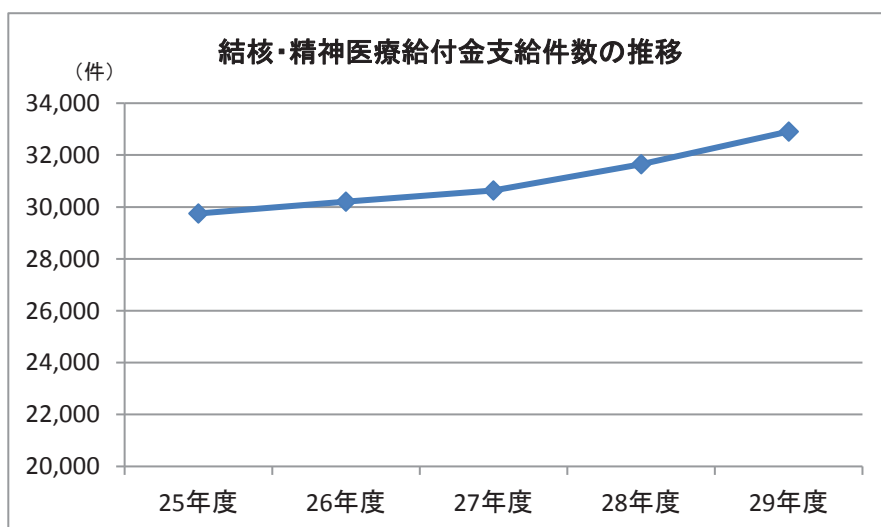
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、結核医療を受けている住民税非課税者に対し、医療費の5%を支給します。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく医療費助成を受けている住民税非課税世帯の方に対し、自立支援医療(精神通院医療)制度による医療費の月ごとの自己負担上限額までを支給します。

都内医療機関の場合には、申請により区が被保険者に交付した国保受給者証を窓口に提示することで現物給付されます。また、都外医療機関の場合には、償還払いにより支給します。

結核・精神医療給付金支給状況

年 度		件 数	支 給 額	国保受給者証交付件数	
				結核医療	精神医療
		件	円	件	件
25	一 般	29,294	35,462,534	16	2,284
	退 職	455	571,923		
	計	29,749	36,034,457		
26	一 般	29,828	35,999,096	15	2,256
	退 職	381	466,897		
	計	30,209	36,465,993		
27	一 般	30,190	36,427,342	16	2,101
	退 職	442	496,524		
	計	30,632	36,923,866		
28	一 般	31,233	37,477,823	37	2,634
	退 職	414	539,157		
	計	31,647	38,016,980		
29	一 般	32,599	39,774,518	28	2,509
	退 職	310	367,071		
	計	32,909	40,141,589		

(決算数値)



(9) 不当利得収納状況

国民健康保険の資格が無い人の保険使用について費用の返還を求めたもの

年 度		調定額		収納額		未済額	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
25	一般	4,436	67,048,412	603	13,163,938	3,833	53,884,474
	退職	29	563,635	9	37,268	20	526,367
26	一般	4,881	72,629,875	769	21,424,602	4,112	51,205,273
	退職	18	438,695	10	119,653	8	319,042
27	一般	4,818	65,062,681	930	15,626,843	3,888	49,435,838
	退職	14	167,954	8	32,487	6	135,467
28	一般	5,077	81,486,233	845	14,142,494	4,232	67,343,739
	退職	41	1,737,804	36	1,636,229	5	101,575
29	一般	4,989	78,058,623	1,169	25,786,008	3,820	52,272,615
	退職	41	249,943	30	164,346	11	85,597

(10) 損害賠償請求返還状況

第三者から傷害をうけたとき一時的に国民健康保険が立て替えた医療費を加害者に請求したもの

年 度			調定額		収納額		未済額	
			件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
25	一般	交通事故等	37	31,676,904	37	31,676,904	0	0
		公害	22	184,856	22	184,856	0	0
	退職	交通事故等	0	0	0	0	0	0
		公害	0	0	0	0	0	0
26	一般	交通事故等	49	20,492,112	49	20,492,112	0	0
		公害	20	138,341	20	138,341	0	0
	退職	交通事故等	0	0	0	0	0	0
		公害	0	0	0	0	0	0
27	一般	交通事故等	31	19,684,068	31	19,684,068	0	0
		公害	19	166,950	19	166,950	0	0
	退職	交通事故等	0	0	0	0	0	0
		公害	0	0	0	0	0	0
28	一般	交通事故等	72	43,654,151	71	43,650,094	1	4,057
		公害	14	251,146	14	251,146	0	0
	退職	交通事故等	0	0	0	0	0	0
		公害	0	0	0	0	0	0
29	一般	交通事故等	99	38,867,018	98	38,862,961	1	4,057
		公害	14	187,033	14	187,033	0	0
	退職	交通事故等	0	0	0	0	0	0
		公害	0	0	0	0	0	0

(11) 一部負担金減免の状況

年 度	減 額		免 除		合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
25	0	0	4	805,763	4	805,763
26	0	0	1	11,960	1	11,960
27	0	0	0	0	0	0
28	0	0	0	0	0	0
29	0	0	0	0	0	0

(12) 東日本大震災による被災者に係る一部負担金等の免除及び概算請求分等の状況

①一部負担金等の免除の状況

年 度	免除件数 (レセプト件数)	金額
25	134	722,215
26	141	643,521
27	133	339,477
28	166	385,248
29	219	529,439

②概算請求分及び保険者不明分の支払状況

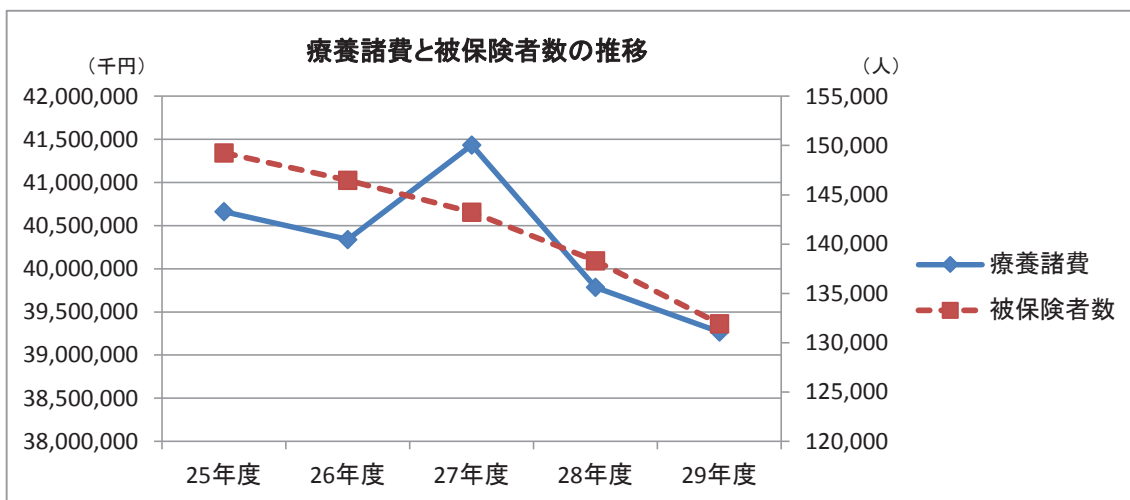
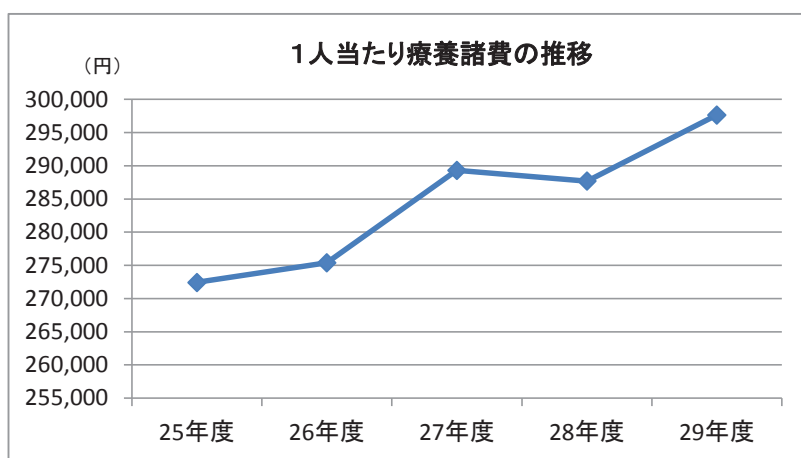
年 度	概算請求分	保険者不明分
25	0	0
26	0	0
27	0	0
28	0	3
29	0	0

(13) 保険給付の適正化

① 1人当たり療養(医療)諸費の状況

1人当たり療養(医療)諸費は、当該年度にかかった療養給付費と療養費の費用額(10割分)を、当該年度の平均被保険者数で割ったものです。

年度	一般	退職	合計
	円	円	円
25	268,171	444,650	272,437
26	271,043	524,239	275,375
27	286,230	459,818	289,295
28	285,484	470,789	287,688
29	296,199	529,973	297,648



② 後発医薬品(ジェネリック)差額通知の送付

患者負担の軽減と療養給付費の削減を目的として、被保険者が使用している薬の窓口負担額について、後発医薬品に切り替えた場合に生じる差額を通知し、後発医薬品の使用を啓発しています。

ア 通知内容

- ・医薬品名
- ・院内・院外の区分
- ・投与期間
- ・自己負担相当額
- ・1日用量
- ・後発医薬品に切り替えた場合に削減できる自己負担額

イ 通知状況

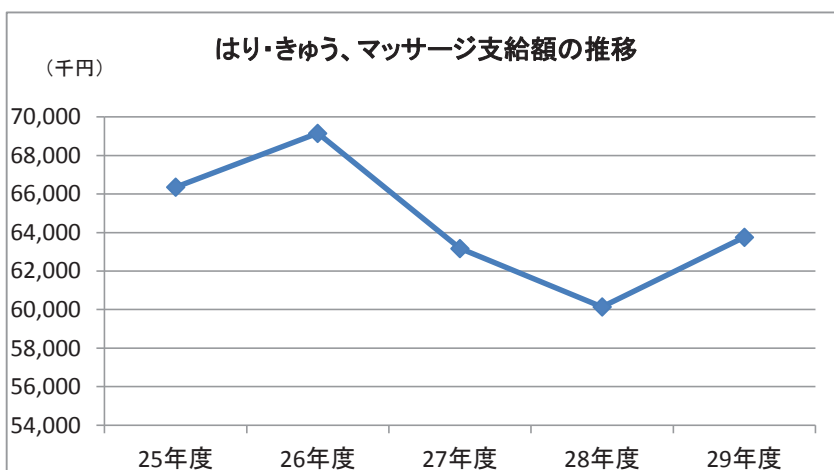
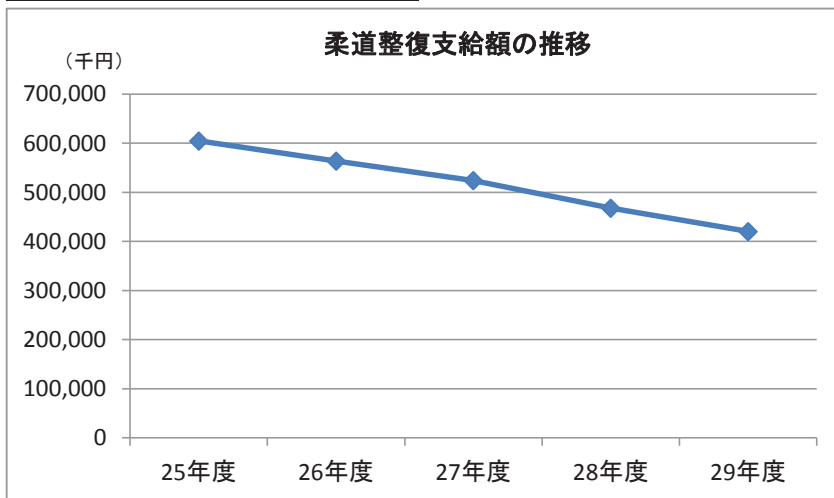
年度	対象調剤月	通知月	通知数	対象薬剤
27	4	7	12,700	不整脈用剤、血圧降下剤、血管拡張剤、高脂血症用剤、消化性潰瘍用剤、利胆剤、鎮痛、鎮痒、収斂、消炎剤、血液凝固阻止剤、その他の血液・体液用薬、痛風治療剤、糖尿病剤
	7	10	12,770	
	11	2	11,489	
28	4	7	16,491	精神疾患及びがん等、通知することに配慮を必要とするものを除く、全ての薬剤
	7	10	15,441	
	11	2	14,705	
29	4	7	14,426	同上
	7	10	15,748	
	11	2	13,931	

③ 柔道整復等施術に係る被保険者照会

柔道整復や、はり・きゅう、マッサージの施術では、世帯主が療養費の申請及び受領を施術師に委任することで療養費を支給しています。そこで、申請に誤りがないかを確認するために、施術状況等を被保険者に照会しています。

施術師が提出した療養費支給申請書の内容と被保険者からの回答に相違があった場合には、施術師に確認のうえ、申請に誤りがある場合には申請書を返戻しています。

年度	照会件数
27	1,200
28	1,200
29	1,200



6. 高額療養費資金及び出産費資金貸付制度

(1) 高額療養費資金貸付

高額療養費が支給されるまでには、審査などの手続きで4か月程度の日数がかかります。そこで、長期の入院などにより医療費が多額となり、その支払が困難な世帯主に、高額療養費が支給されるまでの間、高額療養費支給見込額の9割までを無利子で貸し付けします。

貸付金の返済は、その後支給される高額療養費を充てて清算します。

高額療養費資金貸付状況

年度	件数	貸付額	1件あたり 平均貸付額	1件あたり 最高貸付額
	件	円	円	円
25	2	204,000	102,000	170,000
26	4	404,000	101,000	224,000
27	3	254,000	84,667	163,000
28	3	755,000	251,667	359,000
29	2	239,000	119,500	200,000

(2) 出産費資金貸付

被保険者が直接支払制度・受取代理制度を利用せずに出産される場合で、事前に出産の費用を必要とする世帯主に、出産予定日の1か月前から出産育児一時金の8割までの金額を無利子で貸し付けします。妊娠4か月以上で出産のために、医療機関から費用の請求を受けたときなども利用できます。

貸付金の返済は、出産後支給される出産育児一時金を充てて清算します。

出産費資金貸付状況

年度	件数	1件あたり 貸付額	合計
	件	円	円
25	3	336,000	1,008,000
26	1	※672,000	1,008,000
	1	336,000	
27	0	0	0
28	2	336,000	672,000
29	0	0	0

※双子の出産に係る貸付

(3) 基金

平成25年度4月1日付で、「杉並区国民健康保険高額療養費資金及び出産費資金貸付基金」と「杉並区介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金」を統合し、名称を「杉並区高額療養費等資金貸付基金」としました。

平成29年度の基金額は1千万円です。

7. 保 険 料

(1) 保険料率等年度別の推移

年 月	基礎賦課額(医療分)			後期高齢者支援金賦課額			介護納付金賦課額			賦課方式等
	均等割額	所得割料率	限度額	均等割額	所得割料率	限度額	均等割額	所得割料率	限度額	
	円		円	円		円	円		円	
34. 12	600	95/100	50,000							所得対応方式
39. 4	600	"	"							
41. 10	"	112/100	"							
49. 10	"	"	80,000							
51. 4	2,400	"	120,000							
53. 4	4,800	"	170,000							
55. 4	6,000	122/100	220,000							医療費対応方式
56. 4	8,400	118/100	240,000							
57. 4	9,000	107/100	260,000							賦課標準を当該年度分住民税額に変更
59. 4	"	"	280,000							
60. 4	"	"	310,000							
61. 4	12,000	"	350,000							
62. 4	"	"	370,000							
63. 4	"	"	390,000							
元. 4	14,400	"	400,000							
2. 4	"	"	420,000							
4. 4	16,800	"	440,000							
5. 4	"	"	460,000							
6. 4	15,900	133.7/100	500,000							
7. 4	16,800	119/100	"							
8. 4	19,500	155/100	520,000							
9. 4	22,500	162/100	"							
10. 4	26,100	187/100	530,000							
12. 4	"	194/100	"				7,200	14/100	70,000	介護保険制度開始
13. 4	27,300	"	"				8,100	19/100	"	
14. 4	"	"	"				7,800	"	"	
15. 4	29,400	204/100	"				9,000	23/100	"	
16. 4	30,200	208/100	"				10,800	25/100	80,000	
17. 4	32,100	"	"				12,000	32/100	"	
18. 4	33,300	182/100	"				"	36/100	"	
19. 4	35,100	124/100	"				"	20/100	90,000	
20. 4	28,800	90/100	470,000	8,100	27/100	120,000	11,100	18/100	"	後期高齢者支援金賦課開始
21. 4	27,600	68/100	"	9,600	26/100	"	"	12/100	100,000	
22. 4	31,200	80/100	500,000	8,700	23/100	130,000	12,000	16/100	"	
23. 4	"	6.13/100	510,000	"	1.96/100	140,000	13,200	0.98/100	120,000	賦課方式変更
24. 4	30,000	6.28/100	"	10,200	2.23/100	"	14,100	1.38/100	"	
25. 4	30,600	6.02/100	"	10,800	2.34/100	"	15,000	1.64/100	"	
26. 4	32,400	6.30/100	"	"	2.17/100	160,000	15,300	1.56/100	140,000	
27. 4	33,900	6.45/100	520,000	"	1.98/100	170,000	14,700	1.45/100	160,000	
28. 4	35,400	6.86/100	540,000	"	2.02/100	190,000	"	1.41/100	"	
29. 4	38,400	7.47/100	540,000	11,100	1.96/100	190,000	15,600	1.48/100	"	

<平成30年度保険料額計算方法>

$$\boxed{\text{年保険料額}} = \text{基礎賦課額 (医療分)} + \text{後期高齢者支援金賦課額 (支援金分)} + \text{介護納付金賦課額 (介護分)} \quad (40歳\sim 64歳の被保険者に加算される保険料)$$

$$\boxed{\text{基礎賦課額}} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

$$\text{均等割額} = \text{被保険者数} \times \text{1人当たりの均等割額(39,000)}$$

$$\text{所得割額} = \text{世帯の旧ただし書所得} \times \text{所得割料率(7.32/100)}$$

※限度額 58万円

$$\boxed{\text{後期高齢者支援金賦課額}} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

$$\text{均等割額} = \text{被保険者数} \times \text{1人当たりの均等割額(12,000)}$$

$$\text{所得割額} = \text{世帯の旧ただし書所得} \times \text{所得割料率(2.22/100)}$$

※限度額 19万円

$$\boxed{\text{介護納付金賦課額}} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

$$\text{均等割額} = \text{介護保険第2号被保険者数} \times \text{1人当たりの均等割額(15,600)}$$

$$\text{所得割額} = \text{介護保険第2号被保険者の旧ただし書所得} \times \text{所得割料率(1.78/100)}$$

※限度額 16万円

※旧ただし書所得…住民税の課税方式としては、既に廃止されている旧地方税法における住民税課税方式に関する条文の**ただし書き**として規定されていた方法を用いて算出される**所得**のこと。

総所得金額等から基礎控除のみを差し引くことで算出する。

(2) 保険料収納状況

ア 現年分

年 度	調 定 A		収 納 B		還付未済 C		収 納 率	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	B/A	(B-C)/A
	件	円	件	円	件	円	%	%
23	2,494,727	15,858,386,389	2,028,022	13,181,780,885	4,800	22,660,613	83.12	82.98
24	2,487,322	16,120,887,195	2,011,299	13,359,280,654	6,225	23,006,507	82.87	82.73
25	2,457,438	16,557,496,699	2,015,450	13,876,736,876	6,475	26,884,957	83.81	83.65
26	2,421,158	16,723,510,259	2,001,644	14,106,030,354	5,297	26,108,590	84.35	84.19
27	2,375,651	16,380,535,881	1,977,612	13,797,155,752	5,015	27,880,656	84.23	84.06
28	2,311,409	16,387,869,739	1,919,264	13,905,225,190	5,392	30,867,745	84.85	84.66
29	2,224,766	16,278,577,559	1,875,324	13,917,151,389	5,415	29,305,663	85.49	85.31

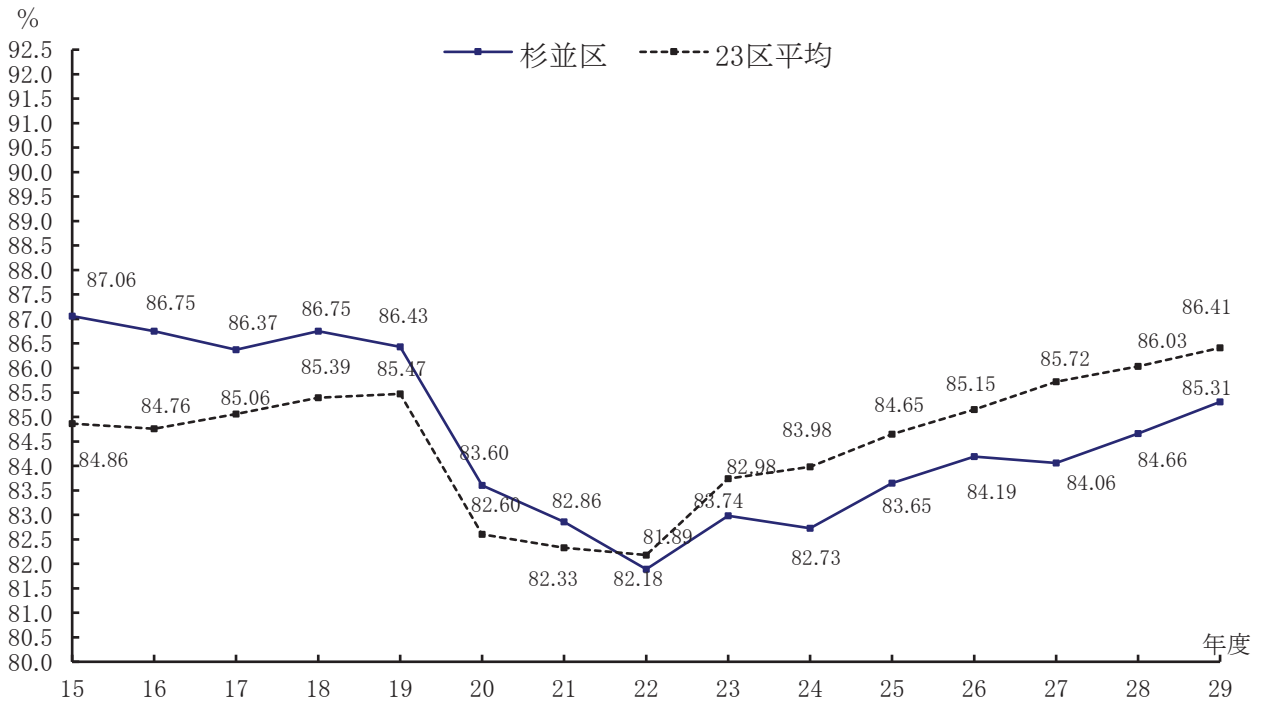
イ 滞納繰越分

年 度	調 定 A		収 納 B		還付未済 C		収 納 率	
	金額		金額		金額		B/A	(B-C)/A
	円		円		円		%	%
23	5,175,740,180		1,571,884,669		1,784,881		30.37	30.34
24	5,046,268,977		1,605,530,454		2,620,135		31.82	31.76
25	5,449,684,175		1,687,004,445		2,627,002		30.96	30.91
26	4,958,996,012		1,697,259,702		2,897,009		34.23	34.17
27	4,778,604,330		1,612,806,238		2,002,999		33.75	33.71
28	4,438,902,852		1,564,690,358		2,892,880		35.25	35.18
29	4,267,370,994		1,586,351,991		1,939,713		37.17	37.13

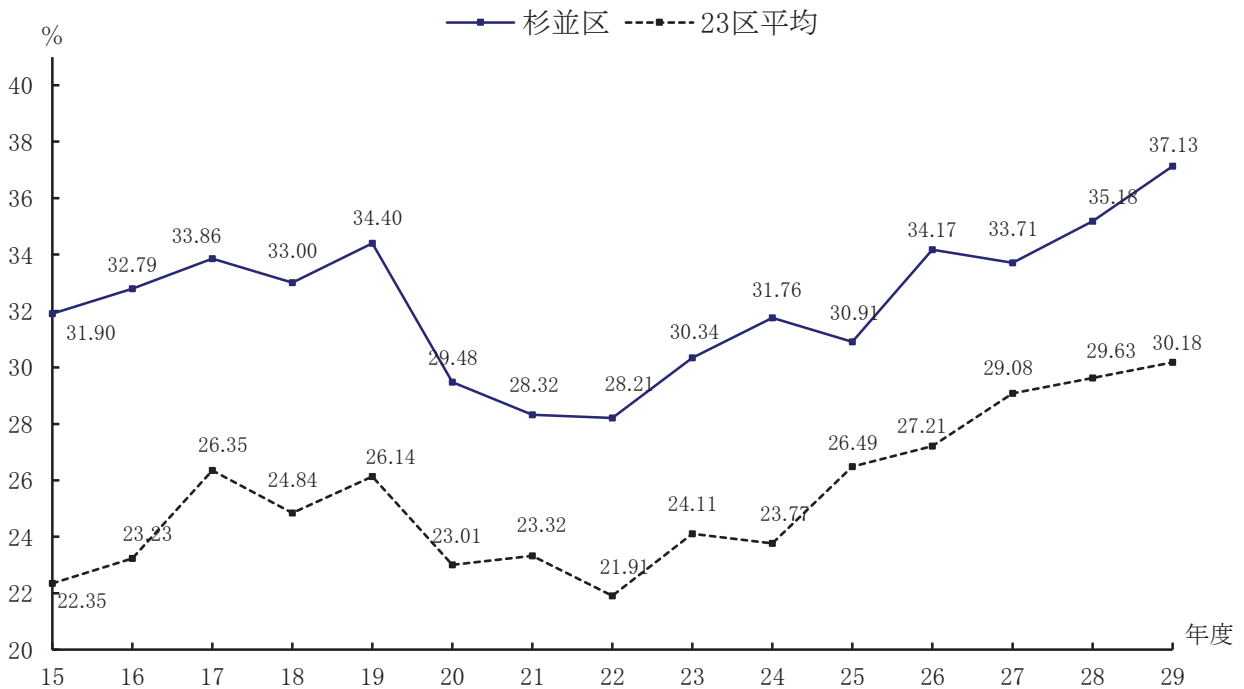
※調定額は、現年分、滞納繰越分ともに居所不明分を差し引いた金額である。

(3) 保険料収納率の推移

ア 現年分



イ 滞納繰越分



(4)均等割、所得割、限度額世帯の世帯割合と保険料負担割合(当初賦課)

ア 世帯構成別の世帯数(当初賦課)

	均等割のみの世帯		所得割のある世帯		限度額のある世帯		合計
	世帯	構成比	世帯	構成比	世帯	構成比	
平成26年度	43,806	42.23%	56,226	54.20%	3,698	3.57%	103,730
平成27年度	43,911	42.66%	55,491	53.91%	3,535	3.43%	102,937
平成28年度	42,857	42.36%	54,787	54.15%	3,536	3.49%	101,180
平成29年度	42,215	43.10%	51,975	53.07%	3,756	3.83%	97,946
平成30年度	41,834	43.81%	50,482	52.86%	3,179	3.33%	95,495

※基礎賦課額(医療分)

イ 世帯構成別の調定額(当初賦課)

	均等割のみの世帯		所得割のある世帯		限度額のある世帯		合計
	千円	構成比	千円	構成比	千円	構成比	
平成26年度	1,743,237	10.55%	11,808,581	72.56%	2,791,308	16.89%	16,522,173
平成27年度	1,781,506	10.93%	11,955,652	73.38%	2,556,491	15.69%	16,293,649
平成28年度	1,736,600	10.50%	12,228,823	73.92%	2,576,675	15.58%	16,542,098
平成29年度	1,789,312	10.86%	12,052,522	73.14%	2,635,751	16.00%	16,477,585
平成30年度	1,778,370	10.87%	12,002,893	73.40%	2,572,726	15.73%	16,353,989

※基礎賦課額(医療分)、介護納付金賦課額(介護分)及び後期高齢者支援金賦課額(支援金分)の合算額

(5) 保険料(現年分)負担額状況

年度	調定額		1人あたり収納額
	1世帯あたり	1人あたり	
	円	円	円
25	159,489	110,934	92,971
26	162,837	114,164	96,295
27	161,169	114,365	96,329
28	165,181	118,809	100,548
29	169,975	124,122	105,489

(6) 保険料(均等割額)減額賦課状況

年 度	賦課期日被保険者		7割減額		5割減額		2割減額		合計		軽減額合計
	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	
	世帯	人	世帯	人	世帯	人	世帯	人	世帯	人	円
25	104,809	151,083	24,175	29,176	1,922	4,561	8,271	12,304	34,368	46,041	1,277,013,776
			23.07%	19.31%	1.83%	3.02%	7.89%	8.14%	32.79%	30.47%	
26	103,730	148,358	24,315	29,303	6,667	10,654	6,381	10,947	37,363	50,904	1,469,180,215
			23.44%	19.75%	6.43%	7.18%	6.15%	7.38%	36.02%	34.31%	
27	102,937	145,807	24,464	29,267	7,234	11,565	6,462	10,900	38,160	51,732	1,530,356,562
			23.77%	20.07%	7.03%	7.93%	6.28%	7.48%	37.07%	35.48%	
28	101,180	141,450	24,134	28,777	7,269	11,408	6,327	10,462	37,730	50,647	1,545,769,546
			23.85%	20.34%	7.18%	8.07%	6.25%	7.40%	37.29%	35.81%	
29	97,946	134,950	24,147	28,395	7,152	11,128	6,196	10,102	37,495	49,625	1,620,339,929
			24.65%	21.04%	7.30%	8.25%	6.33%	7.49%	38.28%	36.77%	

%表示は構成比 平成26年度から5割減額世帯拡大

(事業月報 退職者分含む)

(7) 保険料一般減免状況

年 度	減 額		免 除		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
	件	円	件	円	件	円
25	705	22,346,094	34	1,286,800	739	23,632,894
26	747	28,046,486	36	1,483,998	783	29,530,484
27	803	31,111,348	28	1,969,946	831	33,081,294
28	807	28,065,307	18	1,366,063	825	29,431,370
29	742	29,889,008	22	1,181,094	764	31,070,102

8. 国保財政

(1) 平成29年度決算収支状況

ア 歳入

科 目	予算現額	収入済額	予算現額に 対する増減	収入済額 構成比	1人当り 収入額	
	円	円	円	%	円	
国民健康保険料	16,089,897,000	15,503,503,380	△ 586,393,620	25.44	117,094	
国庫支出金	事務費負担金	0	0	0	0.00	0
	療養給付費等負担金	11,165,373,000	10,857,763,272	△ 307,609,728	17.82	82,006
	高額医療費共同事業負担金	443,954,000	362,062,701	△ 81,891,299	0.59	2,735
	特定健康診査・保健指導負担金	92,594,000	92,594,000	0	0.15	699
	調整交付金	69,404,000	238,486,000	169,082,000	0.39	1,801
	国民健康保険制度関係業務準備費補助金	6,178,000	6,178,000	0	0.01	47
	災害臨時特例補助金	0	455,000	455,000	0.00	3
	計	11,777,503,000	11,557,538,973	△ 219,964,027	18.97	87,291
療養給付費交付金	471,821,000	455,271,789	△ 16,549,211	0.75	3,439	
前期高齢者交付金	9,217,678,000	9,217,678,195	195	15.13	69,619	
都支出金	高額医療費共同事業負担金	443,954,000	362,062,701	△ 81,891,299	0.59	2,735
	特定健康診査・保健指導負担金	92,594,000	92,594,000	0	0.15	699
	補助金	108,645,000	131,774,857	23,129,857	0.22	995
	調整交付金	2,581,341,000	2,924,150,000	342,809,000	4.80	22,085
	計	3,226,534,000	3,510,581,558	284,047,558	5.76	26,515
共同事業交付金	14,709,350,000	14,627,529,257	△ 81,820,743	24.00	110,478	
繰入金	保険基盤安定繰入金	2,466,981,000	2,466,981,179	179	4.05	18,633
	その他繰入金	2,108,003,000	2,108,003,000	0	3.46	15,921
	計	4,574,984,000	4,574,984,179	179	7.51	34,554
繰越金	1,422,341,000	1,422,340,078	△ 922	2.33	10,743	
その他の収入	53,243,000	71,710,929	18,467,929	0.12	542	
合 計	61,543,351,000	60,941,138,338	△ 602,212,662	100.00	460,274	

イ 歳 出

科 目	予算現額	支出済額	残 額	支出済額 構成比	1人当り 支出額	
	円	円	円	%	円	
総 務 費	1,175,726,000	1,074,336,509	101,389,491	1.79	8,114	
保 険 給 付 費	療養給付費	28,484,731,000	27,993,513,774	491,217,226	46.77	211,428
	療 養 費	579,000,000	532,991,647	46,008,353	0.89	4,026
	審査支払手数料	122,581,000	97,064,605	25,516,395	0.16	733
	高額療養費	3,974,300,000	3,698,789,142	275,510,858	6.18	27,936
	移 送 費	550,000	0	550,000	0.00	0
	出産育児諸費	241,743,000	218,440,480	23,302,520	0.36	1,650
	葬 祭 費	38,600,000	36,890,000	1,710,000	0.06	279
	結核・精神医療給付金	41,000,000	40,141,589	858,411	0.07	303
	計	33,482,505,000	32,617,831,237	864,673,763	54.49	246,355
老 人 保 健 抛 出 金	医療費拠出金	1,000	0	1,000	0.00	0
	事務費拠出金	281,000	140,269	140,731	0.00	1
	計	282,000	140,269	141,731	0.00	1
前 期 高 齢 者 納 付 金	前期高齢者拠出金	26,231,000	26,230,309	691	0.04	198
	事務費拠出金	528,000	506,253	21,747	0.00	4
	計	26,759,000	26,736,562	22,438	0.04	202
後 期 高 齢 者 支 援 金	後期高齢者支援金	7,237,401,000	7,237,126,517	274,483	12.09	54,660
	事務費拠出金	47,000	46,406	594	0.00	0
	計	7,237,448,000	7,237,172,923	275,077	12.09	54,661
介護納付金	3,123,328,000	3,123,327,606	394	5.22	23,590	
共同事業拠出金	15,203,333,000	14,881,122,478	322,210,522	24.86	112,393	
保健事業費	661,928,000	584,809,678	77,118,322	0.98	4,417	
その他の支出	332,042,000	313,931,038	18,110,962	0.52	2,371	
予 備 費	300,000,000	0	300,000,000	0.00	0	
合 計	61,543,351,000	59,859,408,300	1,683,942,700	100.00	452,104	

(2) 国保財政状況

了 歳 入

年 度	保 険 料		国庫支出金		療養給付費交付金		前期高齢者交付金		都支出金		共同事業交付金		繰 入 金		繰 越 金		そ の 他		合 計	
	収入額 千円	対前年 伸 率 %	収入額 千円	対前年 伸 率 %	収入額 千円	対前年 伸 率 %	収入額 千円	対前年 伸 率 %	収入額 千円	対前年 伸 率 %	収入額 千円	対前年 伸 率 %	収入額 千円	対前年 伸 率 %	収入額 千円	対前年 伸 率 %	収入額 千円	対前年 伸 率 %	収入額 千円	対前年 伸 率 %
25	15,563,741	4.00	11,307,019	△ 0.16	1,384,748	△ 9.89	8,765,923	4.66	3,299,029	3.02	5,644,394	2.80	6,278,541	△ 8.60	1,414,947	△ 5.48	65,982	25.71	53,724,324	0.77
26	15,803,290	1.54	11,280,797	△ 0.23	1,060,352	△ 23.43	8,565,125	△ 2.29	3,343,739	1.36	5,688,708	0.79	5,778,161	△ 7.97	1,486,907	5.09	61,783	△ 6.36	53,068,862	△ 1.22
27	15,409,962	△ 2.49	11,786,925	4.49	819,585	△ 22.71	8,418,381	△ 1.71	3,491,258	4.41	14,911,610	162.13	8,013,267	38.68	701,513	△ 52.82	51,433	△ 16.75	63,603,934	19.85
28	15,469,916	0.39	11,091,362	△ 5.90	705,475	△ 13.92	8,969,060	6.54	3,532,931	1.19	14,787,778	△ 0.83	6,967,256	△ 13.05	808,796	15.29	70,293	36.67	62,402,867	△ 1.89
29	15,503,503	0.22	11,557,539	4.20	455,272	△ 35.47	9,217,678	2.77	3,510,582	△ 0.63	14,627,529	△ 1.08	4,574,984	△ 34.34	1,422,340	75.86	71,711	2.02	60,941,138	△ 2.34

了 歳 出

年 度	総 務 費		保険給付費		老人保健拠出金		前期高齢者納付金		後期高齢者支援金		介護納付金		共同事業拠出金		保健事業費		そ の 他		合 計	
	支出額 千円	対前年 伸 率 %	支出額 千円	対前年 伸 率 %	支出額 千円	対前年 伸 率 %	支出額 千円	対前年 伸 率 %	支出額 千円	対前年 伸 率 %	支出額 千円	対前年 伸 率 %	支出額 千円	対前年 伸 率 %	支出額 千円	対前年 伸 率 %	支出額 千円	対前年 伸 率 %	支出額 千円	対前年 伸 率 %
25	906,878	5.80	33,283,667	0.28	301	△ 11.47	7,990	0.23	7,838,457	3.56	3,350,446	4.77	5,723,651	0.70	602,397	△ 0.59	523,630	△ 33.43	52,237,417	0.65
26	877,612	△ 3.23	33,163,540	△ 0.36	280	△ 6.98	6,073	△ 23.99	7,780,441	△ 0.74	3,414,571	1.91	5,867,802	2.52	687,291	14.09	569,739	8.81	52,367,349	0.25
27	998,040	13.72	34,215,932	3.17	280	0.00	5,729	△ 5.66	8,145,043	4.69	3,186,155	△ 6.69	15,209,648	159.21	607,415	△ 11.62	426,896	△ 25.07	62,795,138	19.91
28	1,098,021	10.02	32,982,876	△ 3.60	220	△ 21.43	5,466	△ 4.59	7,495,845	△ 7.97	3,097,659	△ 2.78	15,307,278	0.64	599,513	△ 1.30	393,649	△ 7.79	60,980,527	△ 2.89
29	1,074,336	△ 2.16	32,617,831	△ 1.11	140	△ 36.36	26,737	389.15	7,237,173	△ 3.45	3,123,328	0.83	14,881,122	△ 2.78	584,810	△ 2.45	313,931	△ 20.25	59,859,408	△ 1.84

(3) 1世帯当り費目別状況

ア 歳入

〔上段:金額
下段:構成比〕

年度	保険料	国庫支出金	療養給付費交付金	前期高齢者交付金	都支出金	共同事業交付金	繰入金	繰越金	その他	合計
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
25	149,810	108,836	13,329	84,377	31,755	54,330	60,435	13,620	635	517,127
	28.97%	21.05%	2.58%	16.32%	6.14%	10.51%	11.69%	2.63%	0.12%	100%
26	153,775	109,768	10,318	83,343	32,536	55,354	56,225	14,468	601	516,390
	29.78%	21.26%	2.00%	16.14%	6.30%	10.72%	10.89%	2.80%	0.12%	100%
27	151,422	115,822	8,053	82,721	34,306	146,526	78,741	6,893	505	624,990
	24.23%	18.53%	1.29%	13.24%	5.49%	23.44%	12.60%	1.10%	0.08%	100%
28	155,115	111,212	7,074	89,932	35,425	148,275	69,860	8,110	705	625,706
	24.79%	17.77%	1.13%	14.37%	5.66%	23.70%	11.16%	1.30%	0.11%	100%
29	160,547	119,684	4,715	95,454	36,354	151,475	47,376	14,729	743	631,077
	25.44%	18.97%	0.75%	15.13%	5.76%	24.00%	7.51%	2.33%	0.12%	100%

イ 歳出

〔上段:金額
下段:構成比〕

年度	総務費	保険給付費	老人保健拠出金	前期高齢者納付金	後期高齢者支援金	介護納付金	共同事業拠出金	保事業費	その他	合計
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
25	8,729	320,374	3	77	75,450	32,250	55,093	5,798	5,040	502,815
	1.74%	63.72%	0.00%	0.02%	15.01%	6.41%	10.96%	1.15%	1.00%	100%
26	8,540	322,700	3	59	75,708	33,226	57,097	6,688	5,544	509,564
	1.68%	63.33%	0.00%	0.01%	14.86%	6.52%	11.21%	1.31%	1.09%	100%
27	9,807	336,215	3	56	80,035	31,308	149,454	5,969	4,195	617,042
	1.59%	54.49%	0.00%	0.01%	12.97%	5.07%	24.22%	0.97%	0.68%	100%
28	11,010	330,715	2	55	75,160	31,060	153,484	6,011	3,947	611,444
	1.80%	54.09%	0.00%	0.01%	12.29%	5.08%	25.10%	0.98%	0.65%	100%
29	11,125	337,774	1	277	74,945	32,344	154,102	6,056	3,251	619,874
	1.79%	54.49%	0.00%	0.04%	12.09%	5.22%	24.86%	0.98%	0.52%	100%

(4) 被保険者1人当り費目別状況

〔 上段：金額
下段：構成比〕

ア 歳入

年度	保険料	国庫支出金	療養給付費交付金	前期高齢者交付金	都支出金	共同事業交付金	繰入金	繰越金	その他	合計
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
25	104,129 28.97%	75,649 21.05%	9,265 2.58%	58,648 16.32%	22,072 6.14%	37,764 10.51%	42,006 11.69%	9,467 2.63%	441 0.12%	359,442 100%
26	107,734 29.78%	76,903 21.26%	7,229 2.00%	58,390 16.14%	22,795 6.30%	38,781 10.72%	39,391 10.89%	10,137 2.80%	421 0.12%	361,781 100%
27	107,330 24.23%	82,096 18.53%	5,708 1.29%	58,634 13.24%	24,317 5.49%	103,859 23.44%	55,812 12.60%	4,886 1.10%	358 0.08%	443,001 100%
28	111,440 24.79%	79,899 17.77%	5,082 1.13%	64,610 14.37%	25,450 5.66%	106,526 23.70%	50,190 11.16%	5,826 1.30%	506 0.11%	449,530 100%
29	117,094 25.44%	87,291 18.97%	3,439 0.75%	69,619 15.13%	26,515 5.76%	110,478 24.00%	34,554 7.51%	10,743 2.33%	542 0.12%	460,274 100%

イ 歳出

〔 上段：金額
下段：構成比〕

年度	総務費	保険給付費	老人保健拠出金	前期高齢者納付金	後期高齢者支援金	介護納付金	共同事業拠出金	保事業費	その他	合計
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
25	6,067 1.74%	222,684 63.72%	2 0.00%	53 0.02%	52,443 15.01%	22,416 6.41%	38,294 10.96%	4,030 1.15%	3,503 1.00%	349,494 100%
26	5,983 1.68%	226,082 63.33%	2 0.00%	41 0.01%	53,041 14.86%	23,278 6.52%	40,002 11.21%	4,685 1.31%	3,884 1.09%	356,998 100%
27	6,951 1.59%	238,314 54.49%	2 0.00%	40 0.01%	56,730 12.97%	22,192 5.07%	105,935 24.22%	4,231 0.97%	2,973 0.68%	437,368 100%
28	7,910 1.80%	237,598 54.09%	2 0.00%	39 0.01%	53,998 12.29%	22,315 5.08%	110,269 25.10%	4,319 0.98%	2,836 0.65%	439,284 100%
29	8,114 1.79%	246,355 54.49%	1 0.00%	202 0.04%	54,661 12.09%	23,590 5.22%	112,393 24.86%	4,417 0.98%	2,371 0.52%	452,104 100%

※：「8. 国保財政」の(1)～(4)については、端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合があります。

平成29年度の国民健康保険事業の経費を
1,000円あたりに換算してみました。

<p>国保加入者が病院等にかかった費用額のうち、保険者が負担した額</p> <p>538.8円</p> 	<p>後期高齢者の方が病院等にかかったときに保険者として負担した額</p> <p>120.9円</p> 	<p>40歳～64歳の国保加入者の介護保険分を納付した額</p> <p>52.2円</p> 	<p>職員人件費、納付書等の印刷や郵送料、広報紙の作成など、国保事業の運営に要した額</p> <p>17.9円</p> 
<p>出産や死亡に対して給付した額</p> <p>4.3円</p> 	<p>医療技術の高度化などによる高額な医療費の影響を緩和するための事業参加に要した額</p> <p>248.6円</p> 	<p>医療機関等から請求されたレセプト内容の審査や、払いなどに要した額</p> <p>1.6円</p> 	<p>夏季保養施設の利用や特定健診・保健指導などの保健事業、結核・精神医療給付などに要した額</p> <p>15.7円</p> 

平成29年度の保険料等と保険給付費(医療費分)

収入額(千円)		医療費として支払った額(千円)	
保険料(医療分)	9,827,115	療養の給付費の支給に...	27,993,514
保険料の軽減に伴う収入	2,466,981	療養費の支給に...	532,991
国や他の社会保険等からの収入	20,165,205	高額療養費の支給に...	3,698,789
第三者からの納付金等	65,000		
合計	32,524,301	合計	32,225,294
収支差引			299,007

9. 保健事業

糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、特定健康診査・特定保健指導を実施しています。また、健診・医療情報等のデータ分析に基づいた効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、特定健康診査等実施計画やデータヘルス計画を策定し、被保険者の健康保持増進と医療費の適正化を目指した保健事業を推進しています。

(1) 特定健康診査・特定保健指導

40～74歳の国民健康保険加入者を対象とする特定健康診査を実施しています。特定健康診査の結果、生活習慣病発症リスクが高いと判定された方に生活習慣改善を目的とした特定保健指導を実施しています。

① 特定健康診査

年度	受診券対象者数	受診者数	受診率
29	76,565人	36,922人	48.2%

② 特定保健指導

年度	種別	利用券対象者数	支援終了者数	利用率
29	動機付け支援	2,796人	247人	8.8%
	積極的支援	1,235人	79人	6.4%

※特定健康診査・特定保健指導実施状況（国保連システム8月進捗・実績管理表による）

(2) 特定健康診査受診勧奨、特定保健指導利用勧奨

特定健康診査未受診者に健診の必要が認識でき受診行動につながる勧奨を実施し、受診率の向上を目指しています。また、特定保健指導の未利用者に利用勧奨し、生活習慣病リスク者の健康維持と実施率の向上を目指しています。

年度	種別	勧奨実施数
29	特定健康診査受診勧奨	9,295人
	特定保健指導利用勧奨	2,680人

(3) 糖尿病医療機関受診勧奨

特定健康診査結果データから糖尿病が強く疑われるが、問診項目から「かかりつけ医」がないと思われる方に文書で情報提供の実施と電話で受療状況を確認し受診や生活改善を勧めています。

年度	種別	勧奨実施数
29	通知勧奨	178人
	電話勧奨	155人

(4) 糖尿病腎症等重症化予防プログラム事業

特定健康診査結果データから、糖尿病腎症等の重症化により人工透析等の治療が必要となる重篤な合併症の発症を予防するため、糖尿病腎症等の一定の基準に該当する方にかかりつけ医と連携し、かかりつけ医の治療方針に基づいた保健師又は看護師による6か月間の食事や運動等の個別支援プログラムを実施しています。

年度	種別	勸奨実施数
29	勸奨実施	300人
	プログラム実施	28人

(5) 生活習慣病早期介入事業

メタボリックシンドローム該当者等を減少させるため、過去の特定健康診査結果により次の特定健康診査でメタボリックシンドローム該当者等になる可能性の高い方に個別にアドバイスシートを送付することで健康意識の醸成と自発的な改善行動により、メタボリックシンドローム改善率の向上を目指しています。

年度	実施者数
29	1,880人

(6) 生活習慣病予防イベント

生活習慣病の予防と特定健診受診率向上を目指して、「血管年齢測定と健康相談」のイベントを区役所ロビーで実施しました。

実施期間 7月11日～12日、11月20～21日（計4日間）

年度	実施者数
29	1,068人

(7) 夏季保養施設

夏季保養施設として、海・温泉の宿、温泉の宿を開設しました。

ア 開設状況等

(平成29年度)

区分	施設名	開設場所	開設期間	定員	借上げ室数	利用料金（一泊二食、消費税額込み）			
						大人	小人	乳幼児	食事不要の幼児 （下段は布団が必要な場合）
海・温泉の宿	吉夢	千葉県 小湊温泉	7月15日から 8月20日まで	5名	1室	8,640円	6,048円	4,320円 (3歳～ 未就学児)	2歳以下無料 (1,080円)
	いなとり荘	静岡県 稲取温泉		5名	1室	8,640円	6,048円	4,320円 (3歳～ 未就学児)	2歳以下無料 (2,160円)
温泉の宿	ホテル春日居	山梨県 春日居温泉		5名	1室	8,640円	5,400円	3,240円 (4歳～ 未就学児)	3歳以下無料 (2,160円)
	福一	群馬県 伊香保温泉		6名	2室	8,000円	5,600円	4,000円 (3歳～ 未就学児)	無料 (無料)
	ホテル河鹿荘	神奈川県 箱根湯本温泉	5名	2室	8,640円	6,048円	4,320円	無料 (3,240円)	
	湯回廊 菊屋	静岡県 修善寺温泉	5名	2室	8,640円	5,400円	3,780円	1,080円 (3,240円)	

※利用料金の他に入湯税がかかる。

イ 平成29年度利用状況

施設名		室数	延べ 室数	利用 室数	室利用率	延べ定員	利用人数	利用率
		室	室	室	%	人	人	%
海・ 温泉	吉夢	1	37	37	100.00%	185	114	61.62%
	いなとり荘	1	37	37	100.00%	185	119	64.32%
温泉	ホテル春日居	1	37	37	100.00%	185	118	63.78%
	福一	2	74	74	100.00%	444	220	49.55%
	ホテル河鹿荘	2	74	74	100.00%	370	216	58.38%
	湯回廊 菊屋	2	74	74	100.00%	370	218	58.92%
計		9	333	333	100.00%	1,739	1,005	57.79%

ウ 年度別利用状況

年度	吉夢 (37室)		いなとり荘 (37室)		ホテル 春日居 (37室)		福一 (74室)		ホテル 河鹿荘 (74室)		湯回廊 菊屋 (74室)	
	利用 室数	利用 人員	利用 室数	利用 人員	利用 室数	利用 人員	利用 室数	利用 人員	利用 室数	利用 人員	利用 室数	利用 人員
24	室 -	人 -	室 37	人 114	室 35	人 108	室 -	人 -	室 74	人 230	室 74	人 227
25	室 -	人 -	室 37	人 122	室 37	人 108	室 -	人 -	室 73	人 223	室 74	人 213
26	室 -	人 -	室 37	人 121	室 37	人 124	室 -	人 -	室 74	人 232	室 74	人 210
27	室 -	人 -	室 37	人 113	室 37	人 114	室 -	人 -	室 74	人 209	室 74	人 215
28	室 -	人 -	室 37	人 130	室 37	人 105	室 72	人 224	室 74	人 220	室 74	人 206
29	室 37	人 114	室 37	人 119	室 37	人 118	室 72	人 220	室 74	人 216	室 74	人 218

(8) 医療費通知

被保険者に健康に対する認識を深めていただくこと等を目的として、かかった医療費を世帯主宛に通知しています。

① 通知内容

- ・受診年月に関する事。 ・受診した(施術を受けた)医療機関等の名称に関する事。
- ・受診者に関する事。 ・入院・通院・歯科・薬局・接骨の区別に関する事。
- ・医療費の額に関する事。 ・入院・通院の日数(薬局は回数)に関する事。

② 通知状況

年度	対象月	通知月	通知世帯数	レセプト件数
25	4	8	59,660	188,478
	8	12	57,752	176,532
26	4	8	58,786	188,549
	8	12	56,389	174,088
27	4	8	58,316	185,017
	8	12	55,671	170,624
28	4	8	54,404	154,649
	8	12	52,033	140,573
29	4	8	52,267	144,755
	8	12	50,378	137,080

10. 趣旨普及

(1) 国保だより

号数	発行年月	部数	配布方法	主な内容
160号	29年5月	102,100	国保のてびきに同封	<ul style="list-style-type: none"> ・国保のてびき等の送付について ・29年度保険料について ・資格の適正について ・特定健康診査について ・夏季保養施設のご案内 ・保険料の納付について
161号	29年8月	125,400	被保険者証（更新）に同封	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証の更新について ・資格の適正について ・高齢者の医療について ・保険料の納付について ・制度改革について

(2) パンフレット

国保のてびき

発行年月	部数	配布方法	目的
29年5月	117,000	国保だよりと同封し発送 (新規加入者等は窓口配付)	国民健康保険制度周知

杉並区・国民健康保険のご案内（外国人向け）

作成物	発行年月	部数	配布方法	目的
冊子	29年6月	2,000	窓口配布	外国人への国民健康保険制度周知
簡易 パンフレット		10,000		

(3) ポスター

発行年月	部数	配布方法	目的
30年3月	1,400	区内医療機関に郵送、 庁内などに掲示	国保資格の加入、喪失の届け出についての周知

(4) 事業概要（すぎなみの国保）

発行年月	部数	配布方法	目的
29年11月	250	関係各課、各機関等に配付	国民健康保険事業および実績の周知

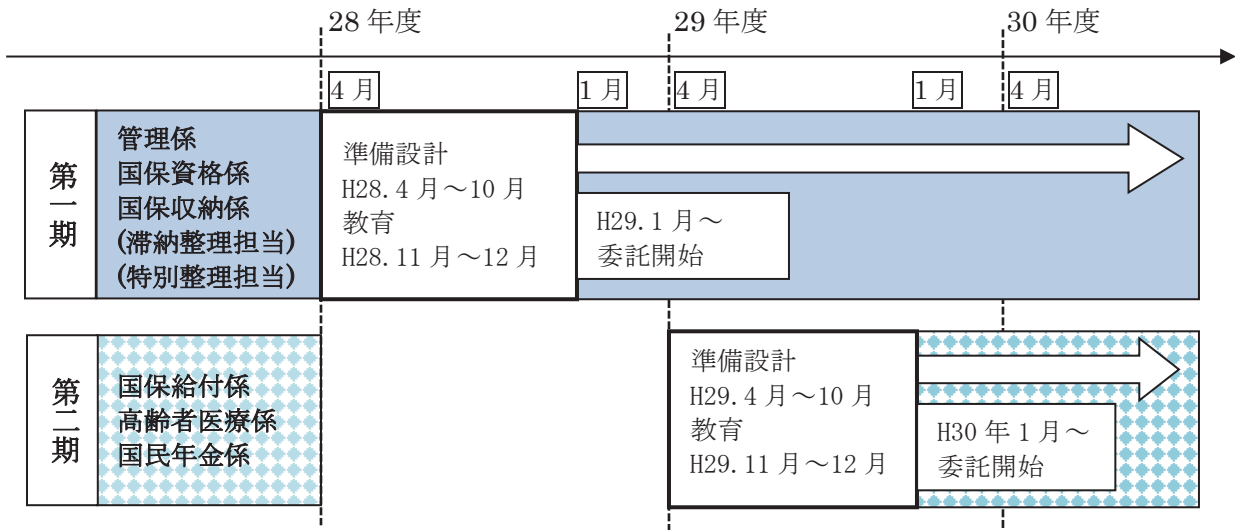
1.1. 国保年金課業務の外部委託の概要

国保年金課の業務のうち、公権力の行使にあたる業務、判断基準の定型化が困難な業務及び政策形成に関わる業務を除いた定型化が可能な業務を民間で実施可能な業務とし、その内容を民間の専門業者による業務分析により明確にしました。

業務分析結果に基づき、一定の専門性はあるが定型化の可能な業務については委託することとし、国保年金課の業務が広範囲に及ぶため、係単位別に段階を追って平成28年度から外部委託を開始しました。

業務委託の開始時期

円滑な業務移管を行うため、平成28年度～29年度の2段階に分けて係毎に移管します。



受託事業者

(株) DACS、(株) ベルシステム24、(株) エヌ・ティ・ティ・データ共同事業体

(株) DACS	管理係、国保収納係、滞納整理・特別整理担当 国保給付係、国民年金係
(株) ベルシステム24	国保資格係、高齢者医療係
(株) エヌ・ティ・ティ・データ	運営管理事務局として全体とりまとめ

主な委託業務の概要

	係名	事業者へ委託する主な業務
第一期	管理係	夏季保養所の申込受付事務等、文書交換業務・郵送事務 等
	国保資格係	資格・保険料に関する電話や窓口の問合せ対応、資格の取得や喪失等の届出受付、データ入力 等
	国保収納係 (滞納整理担当) (特別整理担当)	保険料の窓口収納、保険料の収納及び未納に関する電話や窓口の問合せ対応、保険料通知書作成、財産調査に関する資料作成、各種統計資料作成、データ入力 等
第二期	国保給付係	給付に関する電話や窓口での問合せ対応、療養費等の支払い及び不当利得事務に関する資料作成、データ入力 等
	高齢者医療係	後期高齢者医療制度に関する電話や窓口の問合せ対応、資格等のデータ入力、保険料に関する資料作成及びデータ入力 等
	国民年金係	国民年金に関する電話や窓口での問合せ対応、新規取得・種別変更や保険料免除申請等の事務及びチェック作業 等

平成29年度事業年報

様式 1 3

国民健康保険事業状況報告書（事業年報） A 表

（平成 2 9 年度）

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

事業開始年月日	平成29年 4月 1日
---------	-------------

○ 一般状況

その他の保険給付	出産育児	葬 祭	傷病手当	出産手当	その他
	420,000円	70,000円	0円	0円	0円

		本年度末現在				
		(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者	
世帯数	94,685					
被保険者数	総数	128,936	2,633	38,231	16,247	3,305
	退職被保険者等	514	0			
	一般被保険者	128,422	2,633	38,231	16,247	3,305

		年度平均				
		(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者	
世帯数	96,567					
被保険者数	総数	132,402	3,041	39,017	15,877	3,259
	退職被保険者等	875	0			
	一般被保険者	131,527	3,041	39,017	15,877	3,259

	本年度末現在	年度平均
介護保険第2号被保険者数	44,827	46,632

	年度平均
標準負担額の減額状況	1,592

被保険者 増減内訳	本年度中増	転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期高齢者 離脱	その他	計
		15,071	21,830	186	494	12	2,490	40,083
	本年度中減	転出	社保加入	生保開始	死亡	後期高齢者 加入	その他	計
		12,549	25,665	496	646	4,064	2,331	45,751

本年度末現在 事務職員数	専任	兼任	計
	43	1	44

一部負担割合	法定割合	その他
	1	0

備考	作成者 氏名	印
----	-----------	---

様式 1 4 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（1）

○経理状況

1. 収支状況及び資産・負債等の状況

[1] 収入状況及び支出状況

(平成29年度)

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

収入				支出						
科	目	収入額	(再掲)介護分	(再掲)後期高齢者支援金等分	科	目	支出額	(再掲)介護分	(再掲)後期高齢者支援金等分	
		円	円	円			円	円	円	
保険料入税	一般被保険者分	医療給付費分	11,012,771,073			総務費	療養給付費	1,074,336,509		
		後期高齢者支援金分	3,127,922,905		3,127,922,905		療養費	27,694,934,730		
		介護納付金分	1,218,804,898	1,218,804,898			小計	28,216,856,513		
		一般被保険者分計	15,359,498,876	1,218,804,898	3,127,922,905		高額療養費	3,637,069,138		
							高額介護合算療養費	7,980,917		
	退職被保険者等分	医療給付費分	93,607,124				移送費	0		
		後期高齢者支援金分	27,007,084		27,007,084		出産育児諸費	218,356,060		
		介護納付金分	23,390,296	23,390,296			葬祭諸費	36,890,000		
		退職被保険者等分計	144,004,504	23,390,296	27,007,084		育児諸費	0		
		計	15,503,503,380	1,242,195,194	3,154,929,989		その他	40,141,589		
国庫支出金	事務費負担金	0	0	0	計	32,157,294,217				
	療養給付費等負担金	10,857,763,272	999,464,834	2,292,476,426	療養給付費療養費	302,791,444				
	高額医療費共同事業負担金	362,062,701			高額療養費	53,464,220				
	特定健康診査等負担金	92,594,000			高額介護合算療養費	274,867				
	普通調整交付金	51,823,000	51,823,000	0	移送費	0				
	特別調整交付金	186,663,000		0	小計	356,530,531				
	出産育児一時金補助金	6,633,000			審査支払手数料	97,149,025				
	特別対策費補助金	0	0	0	計	32,610,973,773				
	計	11,557,538,973	1,051,287,834	2,292,476,426	後期高齢者支援金	7,236,648,389				
	療養給付費等交付金	455,271,789		72,659,559	事務費拠出金	524,534				
都道府県支出金	前期高齢者交付金	9,217,678,195			計	7,237,172,923	7,237,172,923			
	高額医療費共同事業負担金	362,062,701			前期高齢者納付金	26,230,309				
	特定健康診査等負担金	92,594,000			事務費拠出金	506,253				
	第一号都道府県調整交付金	2,439,537,000	243,495,000		計	26,736,562				
	第二号都道府県調整交付金	484,613,000			医療費拠出金	0				
	広域化等支援基金支出金	0			事務費拠出金	140,269				
その他	131,774,857	0	0	計	140,269					
連合会支出金	0			介護納付金	3,123,327,606	3,123,327,606				
共同事業交付金	高額医療費共同事業交付金	1,568,096,608			共同事業拠出金	1,448,250,804				
	保険財政共同安定化事業交付金	13,059,432,649			保険財政共同安定化事業拠出金	13,432,865,626				
	保険基盤安定(保険税軽減分)	1,493,563,020	140,262,720		その他	6,048				
	保険基盤安定(保険者支援分)	973,418,159	72,273,642		特定健康診査等事業費	551,440,251				
	基準超過費用	0			保健事業費	33,369,427				
	職員給与費等	389,279,288			健康管理センター事業費	0				
	出産育児一時金等	145,570,707			直診勘定繰入金	0				
	財政安定化支援事業	0			その他の支出	320,788,502	0	0		
	その他	1,573,153,005			小計(単年度支出) B	59,859,408,300	3,123,327,606	7,237,172,923		
	直診勘定	0			単年度収支差(A-B)	-340,610,040	-373,813,216	-1,717,106,949		
その他の収入	71,710,929									
小計(単年度収入) A	59,518,798,260	2,749,514,390	5,520,065,974							
基金等繰入金 C	0			基金等積立金 F	0					
繰越金 D	1,422,340,078			前年度繰上充用金 G	0					
市町村債(組合債) E	0			公債費(組合債費) H	0					
収入合計(A+C+D+E)	60,941,138,338			支出合計(B+F+G+H)	59,859,408,300					
				収支差引残(収入合計-支出合計)	1,081,730,038					
				うち次年度への繰越金 I	1,081,730,038					
				うち基金等積立金 J	0					

[2] 基金等保有額及び市町村債(組合債)の状況

基金等保有額(前年度末) K	0	市町村債(組合債)残高	0
基金等繰入金 C	0		
基金等積立金 F	0		
収支差引残のうち基金等積立金 J	0		
その他増加額 L	0		
その他減少額 M	0		
基金等保有額(K-C+F+J+L-M)	0		

[3] 資産・負債等の状況(年度末現在)

資産		負債及び純資産	
科目	金額(円)	科目	金額(円)
基金等保有額 a	0	繰上充用金(当年度赤字額) e	0
次年度への繰越金 b	1,081,730,038	市町村債(組合債)残高 f	0
貸付金等 c	0	その他の負債 g	0
その他の資産 d	0	負債合計(e+f+g)	0
資産合計(a+b+c+d)	1,081,730,038	純資産(資産合計-負債合計)	1,081,730,038

備考 作成者氏名 印

様式14 (つづき)

国民健康保険事業状況報告書 (事業年報) B表 (1) (続)
(平成29年度)

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

○経理状況

2. 保険料 (税) 収納状況 (一般被保険者分)

(円)

	調定額	収納額	還付未済額(別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
保険料(税)	現年分	16,234,221,864	13,751,568,944	29,151,673	0	2,482,652,920
	滞納繰越分	4,222,942,218	1,576,838,546	1,939,713	1,238,876,341	1,407,227,331
	計	20,457,164,082	15,328,407,490	31,091,386	1,238,876,341	3,889,880,251
						96,853,910
						64,112,502
						160,966,412

3. 保険給付等支払状況

(円)

		支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額	
一般被保険者分費	療養給付費	計	27,636,075,788	27,694,934,730	54,162,750	4,696,192	0
		現年度分(再掲)	27,636,075,788	27,694,934,730	54,162,750	4,696,192	0
	療養費	計	517,826,254	521,921,783	3,934,311	161,218	0
		現年度分(再掲)	517,826,254	521,921,783	3,934,311	161,218	0
		高額療養費	3,633,242,563	3,637,069,138	3,456,234	370,341	0
		高額介護合算療養費	7,980,917	7,980,917	0	0	0
		移送費	0	0	0	0	0
		その他の保険給付費	294,365,862	295,387,649	1,688,507	423,556	1,090,276
		後期高齢者支援金	7,236,648,389	7,236,648,389			0
		前期高齢者納付金	26,230,309	26,230,309			0
		老人保健医療費拠出金	0	0			0
		介護納付金	3,123,327,606	3,123,327,606			0

4. 備考

収 納 率			
現年分	滞納繰越分	計	
85.22 %	37.92 %	75.52 %	
備考			作成者氏名 印

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-------------	------------------

保険料 の別 保険税	(1) 料	(2) 税	保険料（税） 賦課方式	(1) 4方式	(2) 3方式	(3) 2方式	(4) その他	保険料（税） 徴収回数	回 10
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額		
千円 16,469,527	千円 1,049,833	千円 385	千円 23,374	千円 3,467,949	1増・(2)減	千円 290,918	千円 11,637,068		
保険料（税）算定額内訳					料（税）率				
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 11,443,620	千円 0	千円 5,025,907	千円 0	% 7.47	% 0.00	円 38,400	円 0		
69.48%	0.00%	30.52%	0.00%						
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象	賦課限度額	
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数		
千円 153,194,374	千円 0	94,736	37,258	8	756	3,734	130,883	千円 540	
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 （基礎控除）		② 課税総所得金額 （各種控除）		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤ その他
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等		② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額				③ その他		

備考	作成者 氏名	印
----	-----------	---

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

5. 保険料(税)(後期高齢者支援金分)賦課徴収状況(一般被保険者分)

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-------------	------------------

保険料 の別 保険税	(1) 料	(2) 税	保険料(税) 賦課方式	(1) 4方式	(2) 3方式	(3) 2方式	(4) その他	保険料(税) 徴収回数	回 10
保険料(税) 算定額	保険料(税) 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料(税) 調定額		
千円 4,455,411	千円 303,467	千円 106	千円 6,873	千円 774,037	1増・(2)減	千円 74,510	千円 3,296,418		
保険料(税)算定額内訳					料(税)率				
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 3,002,610	千円 0	千円 1,452,801	千円 0	% 1.96	% 0.00	円 11,100	円 0		
67.39%	0.00%	32.61%	0.00%						
課税対象額		課税対象	保険料(税)	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象	賦課限度額	
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数		
千円 153,194,374	千円 0	94,736	37,258	8	756	2,383	130,883	千円 190	
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)		② 課税総所得金額 (各種控除)		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等	⑤ その他	
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等		② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額				③ その他		

備考		作成者 氏名	印
----	--	-----------	---

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

6. 保険料（税）（介護納付金分）賦課徴収状況（介護保険第2号被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-------------	------------------

保険料 の別 保険税	(1)	(2)	保険料（税） 賦課方式	(1)	(2)	(3)	(4)	保険料（税） 徴収回数	回 10
	料	税		4方式	3方式	2方式	その他		
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額		
千円 1,713,435	千円 144,183	千円 61	千円 270	千円 238,419	1増・(2)減	千円 6,907	千円 1,323,595		
保険料（税）算定額内訳				料（税）率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 1,003,011	千円 0	千円 710,424	千円 0	% 1.48	% 0.00	円 15,600	円 0		
58.54%	0.00%	41.46%	0.00%						
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象	賦課限度額	
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数		
千円 67,770,993	千円 0	39,628	14,740	3	30	946	45,540	千円 160	
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 （基礎控除）		② 課税総所得金額 （各種控除）		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤ その他
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等			② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額			③ その他		

備 考		作成者 氏名	印
--------	--	-----------	---

様式 15

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（1）
（平成29年度）

○ 保険給付状況
1. 医療給付の状況
(1) 全体

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	1,980,688	38,115,332,119	27,636,032,238	9,149,684,369	1,329,615,512
食事療養・生活療養（再掲）	20,115	511,478,240	296,393,830	210,389,655	4,694,755
食事療養・生活療養	20		43,550	-43,550	0
診療費	2,027	30,325,711	20,389,871	9,740,862	194,978
補装具	984	37,346,715	27,339,015	8,520,607	1,487,093
柔道整復師	72,629	568,226,315	408,779,496	146,832,997	12,613,822
アンマ・マッサージ	1,792	57,213,705	41,746,256	14,600,551	866,898
ハリ・キュウ	2,131	26,712,200	19,494,887	6,874,421	342,892
その他	2	76,729	76,729	0	0
小計	79,565	719,901,375	517,826,254	186,569,438	15,505,683
海外療養費（再掲）	115	2,683,451	1,890,903	444,763	347,785
移送費	0	0	0	0	0
計	2,060,273	38,835,233,494	28,153,902,042	9,336,210,257	1,345,121,195

(2) 前期高齢者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	967,750	20,681,908,265	15,394,035,274	4,841,836,872	446,036,119
食事療養・生活療養（再掲）	11,289	279,039,465	159,649,927	117,640,253	1,749,285
食事療養・生活療養	0		0	0	0
療養費	31,853	318,529,745	236,962,363	74,709,918	6,857,464
海外療養費（再掲）	28	701,667	482,225	196,244	23,198
移送費	0	0	0	0	0
計	999,603	21,000,438,010	15,630,997,637	4,916,546,790	452,893,583

(3) 70歳以上一般分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	441,651	9,661,799,634	7,697,688,025	1,701,275,595	262,836,014
食事療養・生活療養（再掲）	5,523	141,115,064	81,057,166	59,126,833	931,065
食事療養・生活療養	0		0	0	0
療養費	13,974	149,588,713	118,705,592	24,025,657	6,857,464
海外療養費（再掲）	13	214,114	188,193	25,921	0
移送費	0	0	0	0	0
計	455,625	9,811,388,347	7,816,393,617	1,725,301,252	269,693,478

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	88,173	1,811,114,023	1,263,939,825	534,792,629	12,381,569
食事療養・生活療養（再掲）	916	15,604,453	7,083,243	8,400,310	120,900
食事療養・生活療養	0		0	0	0
療養費	2,704	24,809,465	17,368,212	7,441,253	0
海外療養費（再掲）	4	254,070	177,849	76,221	0
移送費	0	0	0	0	0
計	90,877	1,835,923,488	1,281,308,037	542,233,882	12,381,569

(5) 未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	55,044	649,514,503	518,231,071	29,116,949	102,166,483
食事療養（再掲）	407	4,234,683	2,007,213	2,008,775	218,695
食事療養	0		0	0	0
療養費	130	3,165,622	2,534,158	210,364	421,100
海外療養費（再掲）	13	94,328	75,461	18,867	0
移送費	0	0	0	0	0
計	55,174	652,680,125	520,765,229	29,327,313	102,587,583

備考	作成者 氏名	印
----	-----------	---

様式 15-2 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（2）
（平成29年度）

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

2. 高額療養費の状況

		合 算 分		単 独 分				他法併用分	合 計	現物給付分 (再掲)
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分	その他			
総 数	件 数	1,930	20,248	5,080	6,488	10,336	9,124	10,439	63,645	33,504
	高額療養費(円)	73,383,591	202,559,351	515,389,928	537,525,635	1,575,974,807	302,739,482	425,669,769	3,633,242,563	3,136,104,486
(再掲) 前期 高齢者分	件 数	1,113	19,414	2,367	3,850	6,769	7,148	7,301	47,962	
	高額療養費(円)	34,544,493	175,239,544	238,519,110	268,714,317	971,989,881	213,505,321	177,902,016	2,080,414,682	
(再掲) 70歳以上 一般分	件 数	0	18,088	200	1,844	3,838	5,973	6,103	36,046	
	高額療養費(円)	0	139,505,262	19,300,982	88,025,756	431,319,109	134,066,415	88,011,503	900,229,027	
(再掲) 70歳以上現役 並み所得者分	件 数	274	889	103	249	503	340	127	2,485	
	高額療養費(円)	10,664,081	15,368,310	12,672,987	18,385,423	98,402,615	28,733,544	5,549,115	189,776,075	
(再掲) 未就学児分	件 数	0	0	0	0	86	152	60	298	
	高額療養費(円)	0	0	0	0	13,362,038	3,471,343	16,324,611	33,157,992	
長期高額特定疾病該当者数								342 人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件 数 (件)	224
給付額 (円)	7,980,917

4. その他の保険給付の状況

	出産育児給付	葬祭給付	傷病手当金	出産手当金	その他任意給付	計
件 数 (件)	516	527	0	0	32,863	33,906
給付額 (円)	216,720,000	36,890,000	0	0	40,129,526	293,739,526

備 考		作成者 氏 名	印
-----	--	------------	---

様式 15-3 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（3）
（平成29年度）

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

5. 療養の給付等内訳

(1) 全体

		件数	日数	費用額
診療費	入院	21,337 ^件	303,507 ^日	12,204,007,749 ^円
	入院外	999,330	1,548,710	14,130,139,013
	歯科	267,688	480,849	3,214,451,640
	小計	1,288,355	2,333,066	29,548,598,402
調剤		687,174	(832,454枚)	7,690,248,057
食事療養・生活療養		(20,115)	(775,421回)	511,478,240
訪問看護		5,159	34,622	365,007,420
合計		1,980,688	2,367,688	38,115,332,119

(2) 前期高齢者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	11,809 ^件	165,125 ^日	7,095,445,759 ^円
	入院外	491,504	798,935	7,700,773,812
	歯科	119,560	217,575	1,415,200,310
	小計	622,873	1,181,635	16,211,419,881
調剤		343,259	(416,212枚)	4,061,285,719
食事療養・生活療養		(11,289)	(417,703回)	279,039,465
訪問看護		1,618	12,059	130,163,200
合計		967,750	1,193,694	20,681,908,265

(3) 70歳以上一般分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	5,761 ^件	82,821 ^日	3,453,537,109 ^円
	入院外	225,090	380,621	3,530,036,582
	歯科	51,107	93,710	621,443,740
	小計	281,958	557,152	7,605,017,431
調剤		158,982	(195,183枚)	1,858,921,899
食事療養・生活療養		(5,523)	(211,918回)	141,115,064
訪問看護		711	5,169	56,745,240
合計		441,651	562,321	9,661,799,634

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	968 ^件	10,106 ^日	589,716,920 ^円
	入院外	45,194	69,647	699,760,460
	歯科	10,908	19,362	122,695,740
	小計	57,070	99,115	1,412,173,120
調剤		31,014	(36,925枚)	379,544,180
食事療養・生活療養		(916)	(22,920回)	15,604,453
訪問看護		89	358	3,792,270
合計		88,173	99,473	1,811,114,023

(5) 未就学児分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	506 ^件	3,658 ^日	249,879,400 ^円
	入院外	29,413	44,869	249,838,870
	歯科	3,779	5,131	38,042,590
	小計	33,698	53,658	537,760,860
調剤		21,194	(27,964枚)	97,519,980
食事療養		(407)	(6,600回)	4,234,683
訪問看護		152	733	9,998,980
合計		55,044	54,391	649,514,503

備考	作成者	
	氏名	印

様式 17

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（1）

退職者医療にかかる一般状況・経理状況

（平成29年度）

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

○一般状況

		本年度末現在	
世帯数	単独世帯	311	(再掲) 未就学児
	混合世帯	147	
退職被保険者等数	退職被保険者	462	
	被扶養者	52	0
	計	514	0

		年度平均	
世帯数	単独世帯	526	(再掲) 未就学児
	混合世帯	240	
退職被保険者等数	退職被保険者	774	
	被扶養者	101	0
	計	875	0

○経理状況

1. 収入状況及び支出状況

収入		支出		
科目	収入額 (円)	科目	支出額 (円)	
保険料(税) 医療給付費分	93,607,124	医療給付費	療養給付費	298,579,044
療養給付費交付金	258,590,570		療養費	4,212,400
繰越金	0		小計	302,791,444
その他の収入	164,346		高額療養費	53,464,220
合計	352,362,040		高額介護合算療養費	274,867
			移送費	0
			計	356,530,531
			その他の支出	524,053
		前年度繰上充用金	0	
		合計	357,054,584	

2. 保険料(税) 収納状況

	調定額	収納額	還付未済額(別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
現年分	141,209,605	136,276,782	153,990	0	4,932,823	0
滞納繰越分	108,541,278	7,573,732	0	7,961,301	93,006,245	0
計	249,750,883	143,850,514	153,990	7,961,301	97,939,068	0

3. 医療給付支払状況

		支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額
療養給付費	計	298,416,924	298,579,044	162,120	0	0
	現年度分(再掲)	298,416,924	298,579,044	162,120	0	0
療養費	計	4,210,174	4,212,400	2,226	0	0
	現年度分(再掲)	4,210,174	4,212,400	2,226	0	0
高額療養費		53,464,220	53,464,220	0	0	0
高額介護合算療養費		274,867	274,867	0	0	0
移送費		0	0	0	0	0

4. 備考

収納率	現年分	滞納繰越分	計
	96.51%	6.98%	57.60%

備考		作成者氏名	印
----	--	-------	---

様式 17-2

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（2）
（平成29年度）

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-------------	---------------------

保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額
千円 219,041	千円 10,149	千円 0	千円 0	千円 84,070	1増・(2)減	千円 32,836	千円 91,986
保険料（税）算定額内訳							
所得割	資産割	均等割	平等割	/			
千円 173,268	千円 0	千円 45,773	千円 0				
79.10%	0.00%	20.90%	0.00%				
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数
千円 2,319,514	千円 0	701	351	0	0	61	1,192

備考		作成者	
		氏名	印

様式 17-3

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（3）

（平成29年度）

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 1 : 5

5. 保険料（税）（後期高齢者支援金分）賦課徴収状況

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-------------	---------------------

保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額
千円 58,693	千円 2,934	千円 0	千円 0	千円 19,660	1増・(2)減	千円 9,735	千円 26,364
保険料（税）算定額内訳				/			
所得割	資産割	均等割	平等割				
千円 45,462	千円 0	千円 13,231	千円 0				
77.46%	0.00%	22.54%	0.00%				
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数
千円 2,319,514	千円 0	701	351	0	0	45	1,192

備考		作成者 氏名	印
----	--	-----------	---

様式 18 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）F表（1）

退職者医療にかかる医療給付状況
（平成29年度）

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1) 全体

療養の給付等	件数	費用額	保険者負担分		
			一部負担金	他法負担分	
	件	円	円	円	円
療養の給付等	19,060	427,503,243	298,416,924	116,140,323	12,945,996
食事療養（再掲）	217	5,198,353	2,803,503	2,371,060	23,790
食事療養	0		0	0	0
診療療養費	65	530,369	371,250	159,119	0
補装具	16	407,427	285,194	122,233	0
柔道整復師	586	4,460,007	3,121,913	1,338,094	0
アンマ・マッサージ	16	543,705	380,591	163,114	0
ハリ・キウウ	12	73,180	51,226	21,954	0
その他	0	0	0	0	0
小計	695	6,014,688	4,210,174	1,804,514	0
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	19,755	433,517,931	302,627,098	117,944,837	12,945,996

(2) 未就学児分再掲

療養の給付等	件数	費用額	保険者負担分		
			一部負担金	他法負担分	
	件	円	円	円	円
療養の給付等	0	0	0	0	0
食事療養（再掲）	0	0	0	0	0
食事療養	0		0	0	0
療養費	0	0	0	0	0
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

2. 高額療養費の状況

	件数	合算分		単独分			他法併用分	合計	現物給付分 （再掲）	
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分				その他
総数	62	20	122	122	139	46	72	583	377	
	高額療養費(円)	2,044,786	901,590	12,142,444	8,841,688	24,502,925	1,722,195	3,308,592	53,464,220	43,199,585
(再掲)	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	
未就学児分	高額療養費(円)	0	0	0	0	0	0	0	0	
長期高額特定疾病該当者数								3人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件数(件)	7
給付額(円)	274,867

備考		作成者 氏名	印
----	--	-----------	---

様式 18-2 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）F表（2）

退職者医療にかかる医療給付状況

（平成29年度）

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

4. 療養の給付等内訳

(1) 全体

	退職被保険者分			被扶養者分		
	件数	日数	費用額	件数	日数	費用額
診療費	入院	216	2,989	8	89	5,574,910
	入院外	8,134	13,337	1,288	1,962	22,872,580
	歯科	2,373	4,202	331	562	3,684,200
	小計	10,723	20,528	1,627	2,613	32,131,690
調剤	5,711	(7,026 枚)	73,177,490	930	(1,140 枚)	9,701,940
食事療養	(210)	(7,710 回)	5,077,743	(7)	(230 回)	120,610
訪問看護	57	418	5,010,280	12	128	1,162,880
合計	16,491	20,946	384,386,123	2,569	2,741	43,117,120

(2) 未就学児分再掲

	被扶養者分		
	件数	日数	費用額
診療費	入院	0	0
	入院外	0	0
	歯科	0	0
	小計	0	0
調剤	0	(0 枚)	0
食事療養	(0)	(0 回)	0
訪問看護	0	0	0
合計	0	0	0

備考		作成者 氏名	印
----	--	-----------	---

すぎなみの国保

平成30年度版
平成30年11月発行

登録印刷物番号

30-0065

編集・発行 杉並区保健福祉部国保年金課
〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
電話 (03) 3312-2111 (代表)

